

開催日時

2017年6月23日（金曜日）
午前10時（午前9時開場）

開催場所

グランド ハイアット 東京 3階
「グランドボールルーム」
東京都港区六本木6丁目10番3号

決議事項

- | | |
|-------|------------|
| 第1号議案 | 剰余金の配当の件 |
| 第2号議案 | 定款の一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役9名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役賞与の支給の件 |

第 **149** 期

定時株主総会 招集ご通知

2016年4月1日 ▶ 2017年3月31日



住友商事株式会社

証券コード 8053



■ 株主の皆様へ

株主の皆様には平素は格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

第149期（2016年4月1日から2017年3月31日まで）定時株主総会を6月23日（金）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

第149期の住友商事グループの現況等及び株主総会の議案につき、ご説明申し上げますので、ご覧くださるようお願い申し上げます。

2017年6月

代表取締役社長 **中村 邦晴**

目 次

■ 定時株主総会招集ご通知	1
■ 議決権行使についてのご案内	2
■ 株主総会参考書類	4
■ (ご参考)取締役及び監査役の選任基準	16
■ (ご参考)取締役及び監査役の報酬等の決定方針等	17
■ 事業報告	18
■ 連結計算書類	48
■ 計算書類	52
■ 監査報告書	55
■ (ご参考)住友商事グループの経営理念	58
■ (ご参考)コーポレートガバナンスに対する取組の概要	59

- 当日ご出席の方は、同封の**議決権行使書用紙**を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、以下の書類につきましては、法令及び当社定款第15条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載していますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。
 - ①事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」
 - ②連結計算書類の「連結注記表」
 - ③計算書類の「個別注記表」
- 監査役及び会計監査人は、上記当社ウェブサイト掲載事項を含む監査対象書類を監査しています。
- 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の記載事項について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、当社ウェブサイトにおいて修正後の事項をお知らせいたします。

《 当社ウェブサイト 》

<http://www.sumitomocorp.co.jp/ir/stock/stmt/>

定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、下記により当社第149期定時株主総会を開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、**書面又は電磁的方法（インターネット）**によって議決権を行使することができます（2～3ページご参照）ので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、**2017年6月22日（木曜日）の午後5時45分まで**に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

日 時

2017年6月23日（金曜日）午前10時（午前9時開場）

場 所

東京都港区六本木6丁目10番3号
グランド ハイアット 東京 3階「グランドボールルーム」

（ 最終ページの会場ご案内略図をご参照ください。
なお、開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。 ）

株主総会の
目的である事項

●報告事項

1. 第149期（2016年4月1日から2017年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第149期（2016年4月1日から2017年3月31日まで）計算書類報告の件

●決議事項

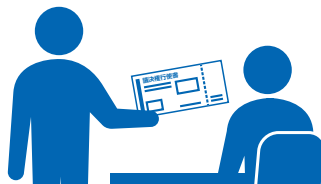
- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 定款の一部変更の件
- 第3号議案 取締役9名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 取締役賞与の支給の件

以 上

議決権行使 についてのご案内

4ページ以降の株主総会参考書類をご検討いただき、
以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

● 株主総会へ出席 ●



株主総会開催日時

2017年6月23日(金曜日)
午前10時〔午前9時開場〕

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、
会場受付にご提出ください。
開会直前には会場受付が大変混雑いたします
ので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

● 書面による議決権行使 ●



行使期限

2017年6月22日(木曜日)
午後5時45分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を
ご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿
管理人に到着するようご返送ください。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

インターネットによる議決権行使について ☎[®] **0120-652-031** (9:00～21:00)

その他のご照会 ☎[®] **0120-782-031** (平日9:00～17:00)

機関投資家の皆様へ

株式会社IJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

● 電磁的方法(インターネット)による議決権行使 ●



行使期限

**2017年6月22日(木曜日)
午後5時45分行使分まで**

パソコン、スマートフォン又は携帯電話等から、
議決権行使ウェブサイト

<http://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

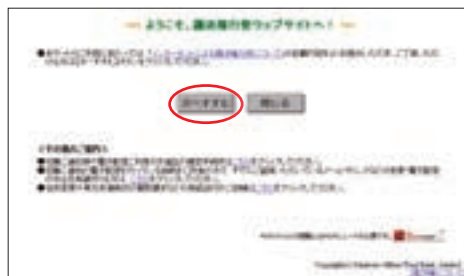


バーコード読取機能付のスマートフォン又は携帯電話等を利用して左の「QRコード」を読み取り、議決権行使ウェブサイトへアクセスすることも可能です。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

① 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



「次へすすむ」をクリックしてください。

② ログインする



同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力いただき、「ログイン」をクリックしてください。

**以降は画面の案内に従って
ご入力ください。**

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

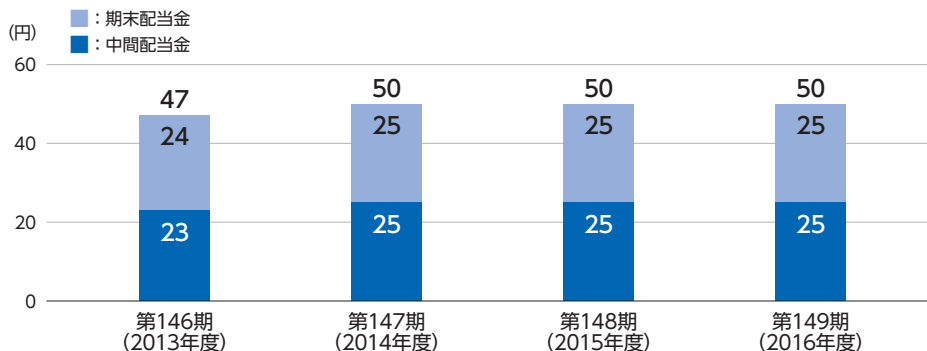
当社は、株主の皆様に対して長期にわたり安定した配当を行うことを基本方針としつつ、中長期的な利益成長による配当額の増加を目指して取り組んでいます。

2015年4月からスタートした中期経営計画「Be the Best, Be the One 2017」においては、1株当たり50円を年間配当金の下限とし、連結配当性向25%以上を目安に、基礎収益やキャッシュ・フローの状況等を勘案のうえ、配当額を決定することとしています。

当期の親会社の所有者に帰属する当期利益^(注)は1,709億円となりましたが、上記の配当方針に基づき、当期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類	金銭
(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株当たり25円 総額 31,206,679,375円 なお、中間配当金として1株当たり25円をお支払いしていますので、当期の年間配当金は1株当たり50円となります。
(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日	2017年6月26日

(ご参考) 1株当たり配当金の推移



(注) 「親会社の所有者に帰属する当期利益」は、住友商事の株主に帰属する純利益を示しています。

第2号議案

定款の一部変更の件

現行の定款の一部を次のとおり変更したいと存じます。

当社では、業務執行の責任と権限の明確化と取締役会の監督機能の強化を目的として2003年に執行役員制度を導入していますが、今般、意思決定と業務執行を分離し、経営上の重要事項の決定と業務執行の監督を取締役会が行い、執行役員に業務を執行させることで、経営の健全性及び効率性の向上を図ることとしました。

そこで、定款上も、社長が執行役員の役位であることを明確にするため、現行定款のうち、取締役及び執行役員に関する規定並びにその他の関連規定につき、文言の修正を行うものです。

具体的な変更の内容は次のとおりです。

(下線部は変更箇所を示しています。)

現行定款	変更案
第14条（議 長） 株主総会は、 <u>取締役社長</u> が招集し、その議長となる。 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により <u>他の代表取締役</u> がこれに代わる。	第14条（議 長） 株主総会は、 <u>社長執行役員</u> がその議長となる。 <u>社長執行役員</u> に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により <u>代行者</u> がこれに代わる。
第20条（代表取締役及び役付取締役） ① 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。 ② 取締役会は、その決議によって、取締役会長、 <u>取締役副会長及び取締役社長</u> を定めることができる。	第20条（代表取締役及び役付取締役） ① （現行どおり） ② 取締役会は、その決議によって、取締役会長を定めることができる。
第21条（取締役会） ① 取締役会は、取締役会長が招集し、その議長となる。取締役会長を置かないとき又は取締役会長に事故があるときは、 <u>取締役社長がこれに代わり、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により他の取締役</u> がこれに代わる。 ② 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日より3日前に発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 ③ 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。	第21条（取締役会） ① 取締役会は、取締役会長が招集し、その議長となる。取締役会長を置かないとき又は取締役会長に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により <u>他の取締役</u> がこれに代わる。 ② （現行どおり） ③ （現行どおり）
第24条（執行役員） ① 取締役会は、その決議によって、執行役員を定め、当会社の業務を分担して執行させる <u>こと</u> ができる。 ② 取締役会は、その決議によって、 <u>社長</u> を定めるほか、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員その他の役付執行役員を定めることができる。	第24条（執行役員） ① 取締役会は、その決議によって、執行役員を定め、当会社の業務を分担して執行させる。 ② 取締役会は、その決議によって、 <u>社長執行役員</u> を定めるほか、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員その他の役付執行役員を定めることができる。

第3号議案

取締役9名選任の件

現任の取締役全員（12名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いするものです。取締役候補者は次のとおりです。

なお、取締役候補者9名のうち3名は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であり、当該候補者3名はいずれも当社が定める「社外役員の選任及び独立性に関する基準」を満たしています。（取締役及び監査役の選任基準（「社外役員の選任及び独立性に関する基準」を含む）については、16ページをご参照ください。）

候補者番号		氏 名	現在の当社における地位・担当
1	再 任	おお もり かず お 大 森 一 夫	取締役会長
2 *1	再 任	なか むら くに はる 中 村 邦 晴	代表取締役社長 CEO
3 *1	再 任	ひ だか なお き 日 高 直 輝	代表取締役 副社長執行役員 輸送機・建機事業部門長
4 *1	再 任	いわ さわ ひで き 岩 澤 英 輝	代表取締役 副社長執行役員 コーポレート部門 人材・総務・法務担当役員 CAO・CCO *2
5 *1	再 任	たか はた こう いち 高 畑 恒 一	代表取締役 専務執行役員 コーポレート部門 財務・経理・リスクマネジ メント担当役員 CFO
6 *1	再 任	た ぶち まさ お 田 渕 正 朗	代表取締役 専務執行役員 コーポレート部門 企画担当役員 CSO・CIO *3
7	再 任	た なか や よ い 田 中 弥 生	社外取締役候補者 独立役員 社外取締役
8	再 任	え はら のぶ よし 江 原 伸 好	社外取締役候補者 独立役員 社外取締役
9	新 任	いし だ こう じ 石 田 浩 二	社外取締役候補者 独立役員 ー

(注) 1. *1は、本議案が承認された場合、本総会終結後の取締役会において代表取締役に選定する予定の候補者です。

2. *2 CAO : Chief Administration Officer
CCO : Chief Compliance Officer

3. *3 CSO : Chief Strategy Officer
CIO : Chief Information Officer



候補者番号

1

おおもりかずお
大森一夫

再任

生年月日	所有する当社株式数	2016年度における取締役会への出席状況
1948年11月11日生	88,200株	18回中 18回（100%）

略歴、地位及び担当

1971年 4月 当社入社	2012年 4月 代表取締役 社長付
2006年 6月 代表取締役 常務執行役員	2012年 6月 特別顧問
2007年 4月 代表取締役 専務執行役員	2013年 6月 取締役会長（現職）
2009年 4月 代表取締役 副社長執行役員	

取締役候補者とした理由等

入社以来、国内外で主に輸送機関連事業に携わり、船舶・航空宇宙・車輛事業本部長、輸送機・建機事業部門長等を歴任し、また、2009年から2012年まで副社長執行役員を、2013年から取締役会長として取締役会の議長を務めています。これらによって培った専門的知識と、マネジメント経験を含む豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役候補者となりました。



候補者番号

2

なかむらくにはる
中村邦晴

再任

生年月日	所有する当社株式数	2016年度における取締役会への出席状況
1950年8月28日生	87,800株	18回中 18回（100%）

略歴、地位及び担当

1974年 4月 当社入社	2017年 4月 代表取締役社長 CEO（現職）
2009年 6月 代表取締役 専務執行役員	
2012年 4月 代表取締役 副社長執行役員	
2012年 6月 代表取締役社長	

取締役候補者とした理由等

入社以来、国内外で主に自動車関連事業に携わり、コーポレート・コーディネーショングループ長、資源・化学品事業部門長等を経て、2012年から代表取締役社長を務めています。これらによって培った専門的知識と、マネジメント経験を含む豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役候補者となりました。



候補者番号 ひ だ か な お き
3 日 高 直 輝

再 任

生年月日	所有する当社株式数	2016年度における取締役会への出席状況
1953年5月16日生	61,200株	18回中 18回 (100%)

略歴、地位及び担当

1976年 4月	当社入社	2013年 6月	代表取締役 専務執行役員 輸送機・建機事業部門長
2007年 4月	執行役員	2015年 4月	代表取締役 副社長執行役員 輸送機・建機事業部門長（現職）
2009年 4月	常務執行役員		
2012年 4月	専務執行役員		

取締役候補者とした理由等

入社以来、国内外で主に金属関連事業に携わり、米国住友商事会社鋼材部門長、自動車金属製品本部長、関西ブロック長等を経て、現在は副社長執行役員 輸送機・建機事業部門長を務めています。これらによって培った専門的知識と、マネジメント経験を含む豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役候補者となりました。



候補者番号 い わ さ わ ひ で き
4 岩 澤 英 輝

再 任

生年月日	所有する当社株式数	2016年度における取締役会への出席状況
1954年11月1日生	40,200株	18回中 18回 (100%)

略歴、地位及び担当

1977年 4月	当社入社	2016年 4月	代表取締役 副社長執行役員 コーポレート部門 人材・総務・法務担当役員
2009年 4月	執行役員	2017年 4月	代表取締役 副社長執行役員 コーポレート部門 人材・総務・法務担当役員 CAO・CCO（現職）
2011年 4月	常務執行役員		
2014年 4月	専務執行役員		
2015年 6月	代表取締役 専務執行役員		

取締役候補者とした理由等

入社以来、国内外で主に財務・リスクマネジメント関連業務に携わり、フィナンシャル・リソースズグループ長補佐、米国住友商事会社副社長兼CFO等を経て、現在は副社長執行役員 人材・総務・法務担当役員 CAO・CCOを務めています。これらによって培った専門的知識と、マネジメント経験を含む豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役候補者となりました。



候補者番号 た か は た こう い ち
5 高 畑 恒 一

再 任

生年月日	所有する当社株式数	2016年度における取締役会への出席状況
1956年2月24日生	24,600株	15回中 15回 (100%) (2016年6月24日就任以降の状況)

略歴、地位及び担当

1978年 4月	当社入社	2017年 4月	代表取締役 専務執行役員
2010年 4月	執行役員		コーポレート部門
2012年 4月	常務執行役員		財務・経理・リスクマネジメント担当役員
2015年 4月	専務執行役員		CFO (現職)
2016年 6月	代表取締役 専務執行役員		
	コーポレート部門		
	財務・経理・リスクマネジメント担当役員		

取締役候補者とした理由等

入社以来、国内外で主に経理関連業務に携わり、インベスターリレーションズ部長、主計部長、財務・経理・リスクマネジメント担当役員補佐等を経て、現在は専務執行役員 財務・経理・リスクマネジメント担当役員 CFOを務めています。これらによって培った専門的知識と、マネジメント経験を含む豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役候補者となりました。



候補者番号 た ぶ ち ま さ お
6 田 渕 正 朗

再 任

生年月日	所有する当社株式数	2016年度における取締役会への出席状況
1957年7月14日生	21,100株	18回中 18回 (100%)

略歴、地位及び担当

1980年 4月	当社入社	2016年 4月	代表取締役 常務執行役員
2012年 4月	執行役員		コーポレート部門
2015年 4月	常務執行役員		企画担当役員
2015年 6月	代表取締役 常務執行役員	2017年 4月	代表取締役 専務執行役員
			コーポレート部門
			企画担当役員 CSO・CIO (現職)

取締役候補者とした理由等

入社以来、国内外で主に輸送機関連事業に携わり、自動車事業第一本部長、船舶・航空宇宙・車輦事業本部長等を経て、現在は専務執行役員 企画担当役員 CSO・CIOを務めています。これらによって培った専門的知識と、マネジメント経験を含む豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役候補者となりました。



候補者番号

た な か や よ い
7 田 中 弥 生

再 任

社外取締役
候補者

独立役員

生年月日	所有する当社株式数	2016年度における取締役会への出席状況
1960年3月20日生	1,300株	18回中 16回 (88.9%)
		社外取締役在任期間
		2年（本総会終結時）

略歴、地位及び担当

1982年 4月	日本光学工業株式会社 （現：株式会社ニコン）入社	2013年 4月	独立行政法人大学評価・学位授与機構 ^(*) 研究開発部 教授
2006年 9月	独立行政法人大学評価・学位授与機構 ^(*) 国際連携センター 助教授	2015年 4月	総務省 政策評価審議会委員（現職）
2007年 1月	財務省 財政制度等審議会 委員（現職）	2015年 6月	当社社外取締役（現職）
2007年 4月	独立行政法人大学評価・学位授与機構 ^(*) 評価研究部 准教授 東京大学公共政策大学院 非常勤講師（現職）	2017年 4月	独立行政法人大学改革支援・学位授与 機構 研究開発部 特任教授（現職） 大阪大学 招へい教授（現職） 芝浦工業大学 客員教授（現職） ソーシャル・ガバナンス研究所 代表（現職） 総務省 公共ガバナンス・アドバイザー（現職）
2013年 2月	内閣官房 行政改革推進会議 民間議員（現職）		

^(*)は、2016年4月1日付で「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」に名称変更しています。

社外取締役候補者とした理由等

評価論及び市民社会組織論を専門とし、独立行政法人大学評価・学位授与機構（現：独立行政法人大学改革支援・学位授与機構）や大学等において長く研究に携わり、また、行政改革推進会議民間議員や財務省財政制度等審議会委員などの政府委員等を歴任しています。これらを通じて培われた高度な専門知識と豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役会が多様な視点から適切に意思決定を行い、また、監督機能の一層の強化を図るうえで、当社の社外取締役として適任であり、かつ、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としてしました。



候補者番号

8

えはらのぶよし
江原伸好

再

任

社外取締役
候補者

独立役員

生年月日	所有する当社株式数	2016年度における取締役会への出席状況
1951年10月17日生	0株	15回中 15回 (100%) (2016年6月24日就任以降の状況)
		社外取締役在任期間
		1年 (本総会終結時)

略歴、地位及び担当

1978年 9月	モルガン・ギャランティ・トラスト・カンパニー 入社	1996年11月	同社 リミテッド・パートナー
1980年10月	ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー 入社	1999年 1月	ユニゾン・キャピタル株式会社 代表取締役 (現職)
1988年10月	同社 パートナー	2016年 6月	当社社外取締役 (現職)

重要な兼職の状況

ユニゾン・キャピタル株式会社 代表取締役

社外取締役候補者とした理由等

長年にわたり米国大手金融機関において要職を歴任し、プライベート・エクイティ・ファンド運営会社の経営者を務めるなど、金融や企業経営に関する広範な知識と豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役会が多様な視点から適切に意思決定を行い、また、監督機能の一層の強化を図るうえで、当社の社外取締役として適任であり、かつ、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。

社外取締役候補者に関する特記事項

江原伸好氏は、現在、ユニゾン・キャピタル株式会社の代表取締役として同社の業務執行に携わっていますが、同社と当社との間には取引関係はありません。



候補者番号

9

いし

だ

こう

じ

石

田

浩

二

新

任

社外取締役
候補者

独立役員

生年月日

1947年6月22日生

所有する当社株式数

0株

2016年度における取締役会への出席状況

—

略歴、地位及び担当

1970年 5月 株式会社住友銀行 入行

1997年 6月 同行 取締役

1999年 6月 同行 執行役員

2001年 1月 同行 常務執行役員 企画部長

2001年 4月 株式会社三井住友銀行 常務執行役員
経営企画部長

2002年 6月 同行 常務執行役員

本店第一営業本部長

2003年 6月 株式会社三井住友フィナンシャル
グループ 代表取締役 常務取締役

2004年 4月 同社 代表取締役 専務取締役

2005年 6月 同社 常任監査役（2006年6月退任）
株式会社三井住友銀行 監査役
（2006年6月退任）

2006年 6月 三井住友銀リース株式会社

代表取締役社長 兼 最高執行役員

2007年10月 三井住友ファイナンス&リース株式会社

代表取締役社長（2011年6月退任）（*）

（*）2007年10月に、三井住友銀リース株式会社が住商リース株式会社と
合併し、三井住友ファイナンス&リース株式会社となりました。同氏は、
引き続き三井住友ファイナンス&リース株式会社の代表取締役社長に
就任しましたが、2011年6月をもって退任しました。

2011年 6月 日本銀行政策委員会審議委員

（2016年6月退任）

2016年 6月 株式会社日本総合研究所

シニアフェロー（現職）

2016年 7月 有限責任 あずさ監査法人
経営監理委員会委員（現職）

重要な兼職の状況

有限責任 あずさ監査法人 経営監理委員会委員

社外取締役候補者とした理由等

長年にわたり大手金融機関において要職を歴任し、日本銀行政策委員会において審議委員を務めるなど、金融や企業経営に関する広範な知識と豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、当社取締役会が多様な視点から適切に意思決定を行い、また、監督機能の一層の強化を図るうえで、当社の社外取締役として適任であり、かつ、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、社外取締役候補者としてしました。

社外取締役候補者に関する特記事項

石田浩二氏は、2003年6月まで当社の主要借入先の一つである株式会社三井住友銀行の業務執行者、2005年6月まで同行の親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの業務執行者、2006年6月まで同行及び同社の監査役を務めていました。同行及び同社の業務執行者を退任してからすでに11年以上経過しており、退任後は業務執行には携わっていないことから、独立性に影響はないものと判断しています。

また、同氏は、2011年6月まで当社の持分法適用会社である三井住友ファイナンス&リース株式会社の業務執行者を務めていましたが、退任してからすでに5年以上経過しており、退任後は業務執行には携わっていないこと、同社と当社との間の取引額は、同社連結売上高及び当社年間連結収益のいずれも0.1%未満と僅少であることから、独立性に影響はないものと判断しています。

また、同氏は、現在、当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人の経営監理委員会委員（*）を兼務しています。経営監理委員会は、同監査法人がガバナンスを強化し経営の透明性を高めることを目的として設置した外部の有識者による諮問機関であり、また、外部の有識者として当該委員会の構成員となっている同氏は同監査法人の業務執行者ではないことから、当社を含む個別の監査業務・非監査業務には関与しないことを同監査法人に確認しています。よって、このことが当社における同氏の独立性に影響を与えることはないものと判断しています。

（*）同氏は、2017年7月1日から同監査法人が経営監理委員会に替えて設置する公益監視委員会の委員に外部の第三者として就任する予定です。公益監視委員会は、同監査法人が公益性の観点からの監視機能を強化することを目的として設置する監視機関であり、また、外部の第三者として当該委員会の構成員となる同氏は、同監査法人の業務執行者ではないことから、当社を含む個別の監査業務・非監査業務に関与することはないことを同監査法人に確認しています。よって、このことが当社における同氏の独立性に影響を与えることはないものと判断しています。

(注) 1. 各候補者と当社との特別の利害関係

各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 独立役員

田中弥生氏、江原伸好氏及び石田浩二氏はいずれも、株式会社東京証券取引所など当社が上場している金融商品取引所が定める独立性基準を満たしています。当社は田中弥生氏及び江原伸好氏を、各取引所の定めに基づく独立役員として指定しています。また、石田浩二氏についても、各取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定です。

3. 責任限定契約の締結

当社は、大森一夫氏、田中弥生氏及び江原伸好氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、善意かつ重大な過失がないときの責任を法令の定める限度までとする旨の責任限定契約を締結しています。本議案が承認された場合、当社は、各氏との間の当該責任限定契約を継続するとともに、新たに石田浩二氏との間でも、同様の責任限定契約を締結する予定です。

第4号議案

監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、現任の監査役5名のうち、笠間治雄氏が任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものです。監査役候補者は次のとおりです。

なお、当該候補者は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であり、当社が定める「社外役員の選任及び独立性に関する基準」を満たしています。（取締役及び監査役の選任基準（「社外役員の選任及び独立性に関する基準」を含む）については、16ページをご参照ください。）

本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ています。



か さ ま は る お
笠 間 治 雄

再 任 社外監査役候補者 独立役員

生年月日	所有する当社株式数	2016年度における取締役会及び監査役会への出席状況
1948年1月2日生	10,300株	取締役会 18回中 16回 (88.9%) 監査役会 15回中 15回 (100%)
社外監査役在任期間		
4年（本総会終結時）		

略歴及び地位

1974年 4月	検事任官 甲府地方検察庁検事正 東京地方検察庁次席検事 東京高等検察庁次席検事 最高検察庁刑事部長 次長検事	広島高等検察庁検事長 東京高等検察庁検事長を経て 2010年12月 検事総長（2012年7月退官） 2012年10月 弁護士（現職） 2013年 6月 当社社外監査役（現職）
----------	---	---

重要な兼職の状況

弁護士 SOMPOホールディングス株式会社 社外監査役	キューピー株式会社 社外監査役
--------------------------------	-----------------

社外監査役候補者とした理由等

長年にわたる検察官及び弁護士としての経歴から法律に関する高度な専門知識と豊富な経験を有し、誠実な人格、高い識見と能力を兼ね備えていることから、多角的な視点からの監査を実施するうえで、当社の社外監査役として適任であり、かつ、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き社外監査役候補者となりました。

（注）1. 候補者と当社との特別の利害関係

笠間治雄氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 独立役員

笠間治雄氏は、株式会社東京証券取引所など当社が上場している金融商品取引所が定める独立性基準を満たしています。当社は同氏を各取引所の定めに基づく独立役員として指定しています。

3. 責任限定契約の締結

当社は、笠間治雄氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、善意かつ重大な過失がないときの責任を法令の定める限度までとする旨の責任限定契約を締結しています。本議案が承認された場合、当社は、同氏との間の当該責任限定契約を継続する予定です。

第5号議案

取締役賞与の支給の件

当期末時点の取締役9名（取締役会長及び社外取締役を除く）に対し、取締役賞与として、総額1億4,900万円以内で、取締役会で決定した連結業績に連動する算定方法に基づき算出される金額を支給することといたしたいと存じます。（取締役及び監査役の報酬等の決定方針等（取締役賞与の算定方法の詳細を含む）については、17ページをご参照ください。）

以 上

(ご参考) 取締役及び監査役の選任基準

社内取締役は、誠実な人格、高い識見と能力を有し、業務上の専門的知識とマネジメント経験を含む広範囲にわたる経験を兼ね備えた者を候補者とし、社外取締役は、誠実な人格、高い識見と能力を有し、多様な視点を取り入れる観点から、広範な知識と経験及び出身分野における実績を有する者を候補者としています。

また、社内監査役は、誠実な人格、高い識見と能力を有し、業務上の専門的知識と広範囲にわたる経験を兼ね備えた者を候補者とし、社外監査役は、誠実な人格、高い識見と能力を有し、特に法律、会計、企業経営等の分野における高度な専門知識と豊富な経験を有する者を候補者としています。

なお、いずれの候補者についても、その性別、国籍等は問いません。

社外取締役及び社外監査役の独立性については、以下の社内規則「社外役員の選任及び独立性に関する基準」第4条により定めています。

取締役及び監査役の選任基準並びに取締役及び監査役候補者の指名については、過半数が社外取締役で構成される「指名・報酬諮問委員会」（委員長：社外取締役）が取締役会の諮問機関として検討を行い、その結果を取締役会に答申し、答申を踏まえ取締役会が決定します。

「社外役員の選任及び独立性に関する基準」第4条

- ① 当社における社外取締役又は社外監査役（以下、併せて「社外役員」と総称する。）のうち、以下各号のいずれの基準にも該当しない社外役員は、独立性を有するものと判断されるものとする。
 1. 当社の大株主（直近の事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10%以上を保有する者）又はその業務執行者である者
 2. 当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者である者
 3. 当社の主要な取引先又はその業務執行者である者
 4. 当社又は連結子会社の会計監査人又はその社員等として当社又は連結子会社の監査業務を担当している者
 5. 当社から役員報酬以外に、年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ている弁護士、司法書士、弁理士、公認会計士、税理士、コンサルタント等（ただし、当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体に所属する者）
 6. 当社の主要借入先（直近の事業年度にかかる事業報告において主要な借入先として氏名又は名称が記載されている借入先）又はその業務執行者である者
 7. 当社から年間1,000万円を超える寄附を受けている者（ただし、当該寄附を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体の業務執行者である者）
 8. 過去3年間において、上記1から7のいずれかに該当していた者
 9. 上記1から8のいずれかに掲げる者（ただし、重要な者に限る。）の二親等以内の親族
 10. 当社又は子会社の取締役、執行役員、理事、支配人、使用人、会計参与（法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。）の二親等以内の親族
 11. 過去3年間において、当社又は子会社の取締役、執行役員、理事、支配人、使用人、会計参与（法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。）のいずれかに該当していた者の二親等以内の親族
 12. 前各号のほか、当社と利益相反関係が生じうるなど、独立性を有する社外役員としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者
- ② 本条に基づき独立性を有するものと判断されている社外役員は、独立性を有しないこととなった場合は、直ちに当社に告知するものとする。
- ③ 本条において「主要な取引先」とは、取引金額が直近の事業年度の年間連結売上高（国際会計基準を採用している場合は年間連結収益）の2%を超える場合をいう。

(ご参考) 取締役及び監査役の報酬等の決定方針等

当社は、取締役会の諮問機関として、過半数が社外取締役で構成される「指名・報酬諮問委員会」（委員長：社外取締役）を設置しています。取締役の報酬等の体系・水準及び監査役の報酬枠については、「指名・報酬諮問委員会」にて内容を検討し、その結果を取締役に答申することとしており、透明性及び客観性を一層高めるよう努めています。

答申を踏まえた報酬等の具体的な構成・決定方法は以下のとおりです。

1. 取締役の報酬等

(1) 構成

取締役（取締役会長及び社外取締役を除く）の個人別の報酬等は、「例月報酬」、「取締役賞与」、「ストックオプションとしての新株予約権」（以下、「新株予約権」という）及び「株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権」（以下、「新株予約権（株式報酬型）」という）で構成され、それぞれの内容は右のとおりです。取締役会長及び社外取締役の報酬は「例月報酬」のみで構成され、毎月定額を支給しています。

(2) 決定方法

取締役の「例月報酬」、「新株予約権」及び「新株予約権（株式報酬型）」については、2013年6月21日開催の第145期定時株主総会において、限度額が年額12億円（うち社外取締役の報酬については年額6,000万円）と決議され、これに基づき、取締役会にて決議されます。「取締役賞与」については、業績との連動性が高いことから、毎年、株主総会の決議を経て支給することとしています。

2. 監査役の報酬等

(1) 構成

監査役の報酬は「例月報酬」のみで構成され、毎月定額を支給しています。

(2) 決定方法

監査役の報酬については、2013年6月21日開催の第145期定時株主総会において、限度額が年額1億8,000万円と決議されています。これに基づき、個々の報酬については監査役の協議にて決定されます。

取締役（取締役会長及び社外取締役を除く）の報酬等

報酬等の種類	報酬等の内容	給付形式															
例月報酬	各取締役の役位に応じた標準額に、定量面・定性面からの個々人の評価を反映して決定し、毎月定額を支給します。	現金															
取締役賞与	監査役より適正である旨の表明を受け、取締役会で決定された以下の方法に基づき算定のうえ、毎年株主総会に付議し、その承認を得て、年度終了後に支給します。 ①総支給額 総支給額は以下のいずれか少ない額とします。 ◆当期利益（親会社の所有者に帰属）×0.09%×（取締役の役位ポイントの総和÷10.5）（百万円未満切捨て） ◆4億円 なお、当期利益（親会社の所有者に帰属）がマイナスすなわち「損失」の場合は、当該項目を0として計算します。 ②個別支給額 各取締役への個別支給額は上記に基づき計算された総支給額を、役位ごとに定められた以下のポイントに応じて按分した金額（千円未満切捨て）とします。 （個別支給額＝総支給額×役位ポイント÷取締役の役位ポイントの総和） <table><tr><th></th><th>代表取締役社長</th><th>代表取締役副社長 執行役員</th><th>代表取締役専務 執行役員</th><th>代表取締役常務 執行役員</th></tr><tr><td>役位ポイント</td><td>2.2</td><td>1.2</td><td>1.0</td><td>0.9</td></tr><tr><td>最大支給額 (2017年3月31日 時点の役員構成の場合)</td><td>86.3 百万円</td><td>47.1 百万円</td><td>39.2 百万円</td><td>35.3 百万円</td></tr></table>		代表取締役社長	代表取締役副社長 執行役員	代表取締役専務 執行役員	代表取締役常務 執行役員	役位ポイント	2.2	1.2	1.0	0.9	最大支給額 (2017年3月31日 時点の役員構成の場合)	86.3 百万円	47.1 百万円	39.2 百万円	35.3 百万円	現金
	代表取締役社長	代表取締役副社長 執行役員	代表取締役専務 執行役員	代表取締役常務 執行役員													
役位ポイント	2.2	1.2	1.0	0.9													
最大支給額 (2017年3月31日 時点の役員構成の場合)	86.3 百万円	47.1 百万円	39.2 百万円	35.3 百万円													
新株予約権	各取締役の役位に応じて毎年付与します。	株式 (新株予約権)															
新株予約権 (株式報酬型)	各取締役の役位に応じて毎年付与します。	株式 (新株予約権)															

I. 住友商事グループの現況に関する事項

1 事業の経過及びその成果

(1) 企業環境

当期の世界経済は、一部では低成長にとどまりましたが、総じて持ち直しの兆しが見られました。先進国のうち米国では投資を中心に経済活動が当初想定よりも弱含みましたが、欧州や日本では堅調に推移しました。新興国では成長鈍化が続きましたが、中国の財政政策により景気は下支えされ、持ち直しの動きが続きました。ただし、英国のEU離脱問題や米国の政権交代による政策変更で、経済の先行きの不透明感が強まっています。

国内経済は、雇用・所得環境の改善や訪日外国人旅行者の増加を受け消費活動は安定しました。投資に関しては、低金利により住宅投資は堅調だった一方で、設備投資は前期までに一巡したため伸び悩みました。

(2) 全体業績及び財政状態

① 全体業績

当期の親会社の所有者に帰属する当期利益^(注1)は1,709億円となり、前期に比べ963億円の増益となりました。当期にはチリ銅・モリブデン事業における減損損失などを計上した一方で、前期にはマダガスカルニッケル事業などの複数の案件で減損損失などを計上したことなどから、一過性損益は約740億円改善しました。また、当期の減損損失を除く基礎収益^(注2)は2,267億円となり、前期に比べ335億円の増益となりました。鋼管事業が油価低迷の影響により減益となった一方、資源ビジネスが価格上昇、コスト削減、販売数量増加などにより増益となったことに加え、メディア・生活関連の国内主要事業会社や不動産事業、リース事業が堅調に推移したことなどにより、増益となったものです。

(単位：億円)	第148期 (2015年度)	第149期 (2016年度)	増減
当期利益 (親会社の所有者に帰属)	745	1,709	+963
基礎収益 (除く減損損失)	1,932	2,267	+335
一過性損益	約 △1,200	約 △460	約 +740

(注1)「親会社の所有者に帰属する当期利益」は、住友商事の株主に帰属する純利益を示しています。

(注2)「基礎収益」＝(売上総利益+販売費及び一般管理費(除く貸倒引当金繰入額)+利息収支+受取配当金)×(1-税率)+持分法による投資損益

② 財政状態

(a) 資産、負債及び資本の状況

当期末の資産合計は、投融資実行に伴う増加があった一方で、資産入替えに伴う減少があったことなどから、前期末に比べ560億円減少し7兆7,618億円となりました。

資本のうち親会社の所有者に帰属する持分^(注1)は、親会社の所有者に帰属する当期利益の積み上げにより、前期末に比べ1,150億円増加し2兆3,665億円となりました。

現預金ネット後の有利子負債は、前期末に比べ1,424億円減少し2兆6,279億円となりました。

この結果、ネットのデット・エクイティ・レシオ^(注2)は、1.1倍となりました。

(b) キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは、メディア・生活関連の主要事業を中心としたコアビジネスが順調に資金を創出したことなどから、3,458億円のキャッシュ・インとなりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、インドネシアにおけるバツ・ヒジャウ銅金鉱山権益の売却や爽快ドラッグの売却など資産入替えによる回収が約1,800億円あった一方で、アイルランド青果物生産・卸売企業Fyffes plcの買収や米国オフィスビル取得など、約3,400億円の投融資を行ったことなどから、1,807億円のキャッシュ・アウトとなりました。

これらの結果、フリーキャッシュ・フローは1,651億円のキャッシュ・インとなりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、借入金の返済や配当金の支払などにより、2,544億円のキャッシュ・アウトとなりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の当期末残高は、前期末より923億円減少し7,765億円となりました。

③ 「Be the Best, Be the One 2017」における配当方針

当社は、株主の皆様に対して長期にわたり安定した配当を行うことを基本方針としつつ、中長期的な利益成長による配当額の増加を目指して取り組んでいます。

2015年4月からスタートした中期経営計画「Be the Best, Be the One 2017」においては、1株当たり50円を年間配当金の下限とし、連結配当性向25%以上を目安に、基礎収益やキャッシュ・フローの状況等を勘案のうえ、配当額を決定することとしています。

当期の親会社の所有者に帰属する当期利益は1,709億円となりましたが、当期の期末配当金として、直近の公表予想どおり1株当たり25円を本年6月に開催予定の定時株主総会にてお諮りすることといたします。ご決議いただけた場合には、中間配当金25円と合わせた当期の年間配当金は、1株当たり50円となります。(前期間間配当金実績50円)

なお、2017年度の年間配当金については、1株当たり50円（中間25円、期末25円）とする予定です。

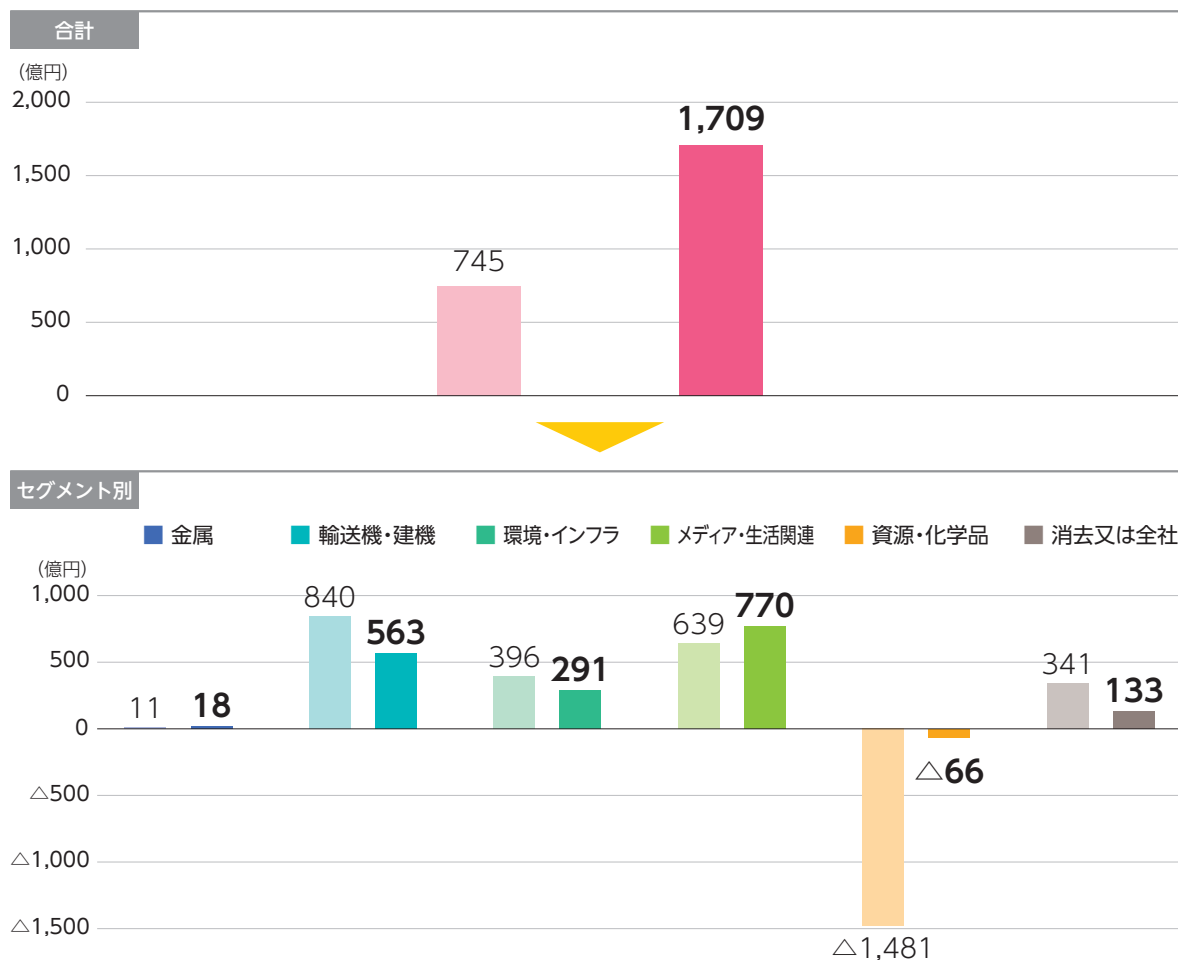
(注1)「資本のうち親会社の所有者に帰属する持分」は、資本のうち住友商事の株主に帰属する持分を示しています。

(注2)「ネットのデット・エクイティ・レシオ」(Debt-Equity Ratio)は、現預金ネット後の有利子負債を、「資本のうち親会社の所有者に帰属する持分」で除して算出したものです。

(3) セグメント別の状況

左：第148期（2015年度） 右：第149期（2016年度）

① セグメント別当期利益又は損失（グローバルベース）



(注) 1. 当期より「グローバルベース」で表示しています。「グローバルベース」は、昨年まで個別に表示していた海外現地法人・海外支店セグメントの業績を、各事業セグメントの業績に含めて算出した参考値です。

2. 上記「当期利益又は損失（親会社の所有者に帰属）」の数値は、億円単位を四捨五入しているため、個々の内訳を足し上げた計と合計値は必ずしも一致していません。

② 事業部門別の事業活動

金 属

事業部門

事業概要

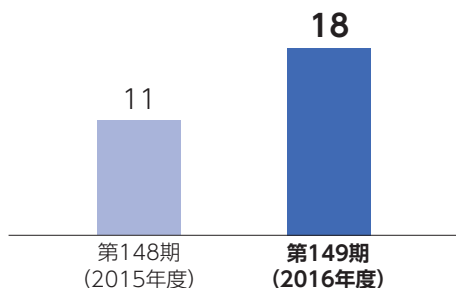
- 薄板・厚板・線材などの鋼材及び油井管・ラインパイプなどの鋼管をはじめとした鉄鋼製品並びにアルミ・チタンなどの非鉄金属製品の取引
- 鋼材・鋼管・非鉄金属の各種加工及び関連事業

▶ 業績概要

金属事業部門では、北米鋼管事業が減益となった一方で、海外スチールサービスセンター事業が堅調に推移したことなどから、前期に比べ7億円増益の18億円となりました。

■ 当期利益(親会社の所有者に帰属)

(単位:億円)



2016年度の総括

「金属を売る」という供給側の発想から「金属を使う」という需要側の発想に軸を移し、加工機能の強化など、顧客の多様なニーズに対応した新たな価値の提供に注力しました。例えば、鋼材分野では、米国西海岸地域における鉄道用車軸加工事業への進出やドイツの自動車部品メーカーへの出資を行いました。既存のスチールサービスセンター事業においては、更なる収益拡大・機能強化に取り組みました。鋼管分野では、ブルネイの鋼管継手加工会社が商業生産を開始しました。油井管ビジネスにおいては、サプライチェーンマネジメントの高度化及びこれを通じた顧客基盤の強化に取り組みました。非鉄金属製品分野では、安定成長が見込まれるアルミ市場を商機と捉え、マレーシアにおけるアルミ製錬事業等を引き続き推進しました。



車軸の両端の加工工程 (米国西海岸地域 鉄道用車軸加工事業)

輸送機・建機

事業部門

事業概要

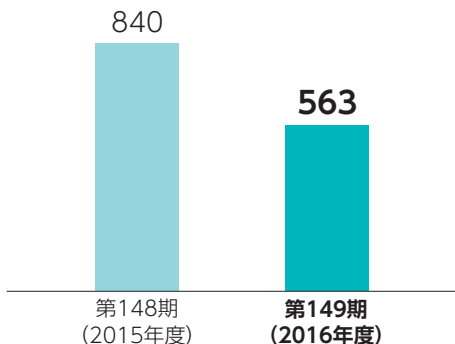
- 船舶、航空機、鉄道車両、交通輸送システム、自動車、自動二輪車、建設機械、鉱山機械、農業機械、産業車両及びこれらの関連設備機器・関連部品の取引並びにこれらに関する事業
- リース・ファイナンス事業
- 空港PFI（民間資金等活用）事業

業績概要

輸送機・建機事業部門では、リース事業や建機レンタル事業が堅調に推移した一方で、海運市況の低迷に伴い船舶事業が減益となりました。また、前期にインドネシア自動車金融事業で再編に伴う株式売却益及び評価益があったことなどから、前期に比べ277億円減益の563億円となりました。

■ 当期利益(親会社の所有者に帰属)

(単位:億円)



2016年度の総括

船舶・航空宇宙・輸送インフラ分野では、引き続き安定成長が見込まれる航空機リース事業の拡大に取り組みました。また、ブラジルでは、日本製鋼所及び現地のGerdau S.A.と共同で大型鋳鍛造品製造事業を開始しました。自動車分野では、インドネシアにおける投資先である自動車・二輪車向け金融事業会社と商業銀行の事業基盤を生かし、総合金融サービス事業を推進しました。国内では、自動車リース事業会社である住友三井オートサービスとの連携を更に強化し、新たなモビリティサービス^(注)分野での取組を開始しました。建設機械分野では、順調に事業拡大を続ける米国建機レンタル事業会社Sunstate Equipment Co., LLCの持分を買い増し、完全子会社化しました。



Sunstate Equipment Co., LLC (米国) のレンタル用建機

(注) 従来型のオートリースにとどまらず、カーシェアリング・パークシェアリング等の新規サービスを組み合わせ、移動（モビリティ）による多様な価値を提供する事業

環境・インフラ

事業部門

事業概要

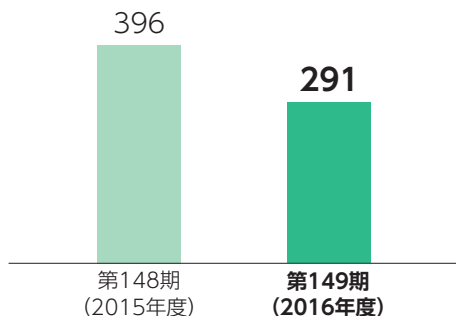
- 電力・上下水道などの社会インフラ事業
- 太陽光発電・風力発電などの再生可能エネルギー関連事業
- 次世代電池・リサイクルなどの環境関連事業
- 工業設備などの産業インフラ事業
- 物流・保険・海外工業団地関連事業

業績概要

環境・インフラ事業部門では、海外発電事業が堅調に推移した一方で、前期に国内外再生可能エネルギー分野におけるバリュー実現があったことなどから、前期に比べ105億円減益の291億円となりました。

当期利益(親会社の所有者に帰属)

(単位:億円)



2016年度の総括

海外電力分野では、新興国の増大する電力需要に応える取組を推進しています。クウェートでは天然ガス焚き複合火力発電・造水事業の商業運転を開始し、ガーナでは複合火力発電事業に係る建設工事が進捗しました。また、インドネシアではタンジュン・ジャティB石炭火力発電所の拡張工事に着手しました。環境負荷の少ない再生可能エネルギー分野では、英国における洋上風力発電事業や福島県南相馬市における太陽光発電事業に参画したほか、インドネシアにおいて地熱発電事業に係る建設工事を開始しました。海外工業団地分野では、東南アジア地域を中心に、工業団地の開発・運営を通じて地域の経済発展に貢献しています。当期においては、ミャンマー・ティラワ経済特別区の工業団地の追加開発が決定しました。



建設中の複合火力発電所（ガーナ）

メディア・生活関連

事業部門

事業概要

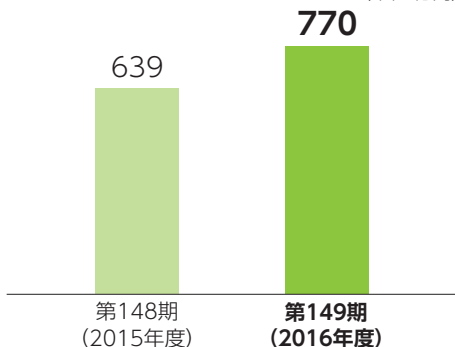
- ケーブルテレビ・番組供給などのメディア事業
- モバイルソリューション・ITサービスなどのICT（情報通信技術）事業
- テレビ通販・食品スーパーなどのライフスタイル・リテール事業
- 食料・食品事業
- 木材・建材・バイオマスなどの生活資材及び不動産事業

業績概要

メディア・生活関連事業部門では、国内主要事業会社や不動産事業が堅調に推移したことや、前期に豪州穀物事業において減損損失を計上したことなどから、131億円増益の770億円となりました。

■ 当期利益(親会社の所有者に帰属)

(単位:億円)



2016年度の総括

消費者に近い商品やサービスを提供する部門として、快適で心躍る暮らしの実現と更なる収益拡大を目指して、各事業に取り組みました。当期は、ジュピターテレコム（ケーブルテレビ事業）、SCSK（ITサービス事業）、ジュピターショップチャンネル（テレビ通販事業）、サミット（食品スーパー事業）、トモズ（ドラッグストア事業）、不動産事業等の主要事業が着実に成長しました。また、これら主要事業を中心に部門内連携を強化することで、収益基盤を拡大しました。さらに、アイルランドの青果物生産・卸売事業会社Fyffes plc買収や、銀座六丁目のオフィス・商業の複合施設「GINZA SIX（ギンザ シックス）」竣工、海外オフィスビル取得などに取り組みました。



「GINZA SIX（ギンザ シックス）」外観

資源・化学品

事業部門

事業概要

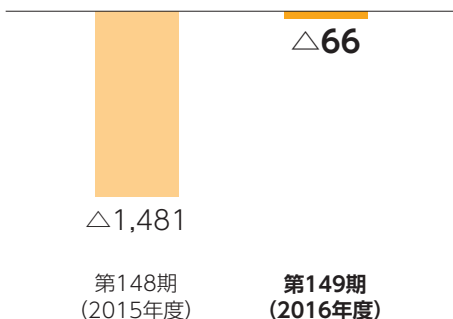
- 石炭、鉄鉱石、非鉄金属原料、石油・天然ガス、電池用材料及び炭素関連原材料・半製品・製品に関する事業
- 石油化学品、無機・機能化学品、医薬、農薬、肥料及び電子材料に関する事業

業績概要

資源・化学品事業部門では、チリ銅・モリブデン事業で減損損失を計上した一方で、資源価格の上昇により収益が改善しました。また、前期にマダガスカルニッケル事業、南アフリカ鉄鉱石事業、ブラジル鉄鉱石事業など複数の案件において減損損失を計上したことなどから、1,415億円増益の66億円の損失となりました。

■ 当期利益又は損失(親会社の所有者に帰属)

(単位:億円)



2016年度の総括

資源・エネルギー分野では、マダガスカルニッケル事業等、既存事業の安定操業とコスト削減に注力しました。また、マレーシアで参画するマンガン系合金鉄製造販売事業において、生産・販売を開始しました。インドネシアでは、当社グループが権益を有するLNGプロジェクトの設備拡張を決定し、供給力を強化しました。化学品分野では、欧米における豊富な農薬販売の実績を生かして、ベトナムに農薬販売会社を設立し、アジア地域における収益基盤の創出と農薬販売網の拡大に取り組みました。また、リチウムイオン電池の需要増加を取り込み、中国で参画する同電池用電解質製造事業を引き続き推進しました。



マンガン系合金鉄の製造工程 (マレーシア)

（ご参考）当社グループのCSR

当社グループは、人権や環境保全（気候変動への対応など）に十分に配慮しながら、事業活動（社会貢献活動を含む）を通じて社会的価値を創造・提供し、社会の持続的な発展に貢献しています。

当社グループのCSRに関する考え方の詳細、具体的な活動内容については、以下の当社ウェブサイトでご公表しています。

<http://www.sumitomocorp.co.jp/csr/>

Topic（社会貢献活動）：「住友商事奨学金」制度創設20周年（次世代人材の育成支援）



ミャンマーのヤンゴン経済大学での奨学金授与式（2017年2月）

「住友商事奨学金」制度が2016年度に創設20周年を迎えました。同制度は、開発途上にあるアジア地域各国の将来を担うリーダー人材の育成及び各国と日本の民間交流の促進を目指し、各国の大学生・大学院生を対象に1996年に創設されたものです。その後、各国の経済環境の変化に応じて、支給対象、支給金額や支援内容の改良を重ねながら同制度を継続し、その支給人数は、現時点で累計約1万6,000人に及んでいます。奨学金を活用して学業を終えた卒業生は、政界、財界など、さまざまな分野で活躍しています。

当社は、社会貢献活動の基本方針に「次世代人材の育成支援」を掲げており、グローバルな拠点網を有する当社ならではの取組を通じて、今後もアジア各国の次世代を担う人材の育成に貢献していきます。

2 対処すべき課題

(1) 今後の経済見通し

世界経済は、先進国では緩やかな成長が続き、減速していた新興国経済の持ち直しの動きは続くと考えられます。ただし、欧州各国の選挙や米国の政権交代による政策変更が新興国経済の成長を抑制することが懸念されます。

国内経済は、政府・日本銀行による経済政策が景気を下支えし、雇用や所得環境の改善が続いていくことが見込まれます。加えて、訪日外国人旅行者の増加による消費活動や東京オリンピック開催に向けた投資活動により景気回復の動きが継続していくことが期待されます。ただし、米国やアジア新興国の景況感の悪化による輸出減少や、急激な円高による投資収益の低下が起きた場合、景気の下押しリスクになると考えられます。

(2) 中期経営計画「Be the Best, Be the One 2017」の推進

中期経営計画「Be the Best, Be the One 2017 (BBBO2017)」では、当社のビジネスを取り巻く諸環境の変化や、2014年度に発生した大型減損損失等で顕在化した経営課題を踏まえ、グループ一丸となって課題を克服し、「創立100周年（2019年度）に向けて目指す姿」実現への道筋をつけることをテーマに、経営改革・成長戦略の推進などに取り組んでいます。2016年5月には、取り巻く事業環境の変化を踏まえ、「BBBO2017」における計画を修正し、2017年度の連結純利益^(注)を2,200億円以上、3年間合計の配当後フリーキャッシュ・フローを5,000億円確保する計画とし、回収した資金で有利子負債を返済することとしました。

「BBBO2017」期間中における主な進捗状況は以下のとおりです。

① 経営改革の推進

コーポレートガバナンスの更なる強化、意思決定プロセスの見直し及びリスク管理の抜本的強化・見直しのため、さまざまな社内体制の整備を行いました。経営会議については、社長の諮問機関から業務執行レベルの最高意思決定機関に変更し、多面的な議論を経て重要事項を決定する体制を整えました。取締役会についても、社外取締役を増員したほか、経営方針・経営計画などの経営全般に係る重要事項についてより集中して議論を行えるよう、取締役会の付議基準を見直すと同時に、報告事項を充実させ、経営の執行に対する監督機能を強化しました。また、取締役の指名・報酬の決定プロセスの透明性及び客観性を高めるため、取締役会の諮問機関として、社外取締役が委員長を務め、委員の過半数を占める「指名・報酬諮問委員会」を設置しています。リスク管理体制については、事業部門レベルと全社レベルの投融資委員会を開催し、投資の検討段階と実行段階のそれぞれにおいて、さまざまな角度から議論できる体制を整えたほか、投資評価基準の見直しや、投資実行後のモニタリング体制の見直しを行っています。

(注)「連結純利益」は、国際会計基準（IFRS）の「当期利益（親会社の所有者に帰属）」と同じ内容を示しています。

2017年度は、経営の執行と監督の分離をより一層推進していくため、経営上の重要事項の決定と業務執行の監督を行う取締役会と、業務執行を行う執行役員の役割を明確化することで、経営の健全性及び効率性の更なる向上を目指しています。具体的には、取締役会における社外取締役比率の増加と、社長が執行役員の役位であることの明確化を計画しています。これらの計画を実現するため、本年6月23日開催予定の定時株主総会にて第2号議案（定款の一部変更の件）及び第3号議案（取締役9名選任の件）をお諮りしています（各議案の詳細については5～13ページをご参照ください）。

② 成長戦略の推進

全社成長戦略の推進においては、当社が強みを有する自動車関連、社会インフラ基盤、生活・情報産業の3つの分野を中心に注力しています。自動車関連分野では、自動車部品製造事業などに投資を行うとともに、パークシェアリングなどの次世代モビリティサービスにも取り組んでいます。社会インフラ基盤分野では、再生可能エネルギー発電事業を含む国内外の電力事業に注力しています。生活・情報産業分野では、国内外の不動産事業や、国内ICT(情報通信技術)事業、海外モバイル関連事業を中心に投資を行っています。また、エネルギー周辺分野、IoT・AI関連分野などの成長ポテンシャルの高い分野においては、組織間連携を通じて、全社プロジェクトとして取り組む体制を強化しています。今後も積極的に成長戦略を推進していくことで、全社の事業価値向上と新たな価値創造につなげていきます。

③ 定量計画

(a) 2016年度業績

2016年度の業績については、チリ銅・モリブデン事業における減損損失を計上したことや、鋼管事業が油価低迷の影響により減益となった一方で、資源ビジネスが価格上昇、コスト削減、販売数量増加などにより増益となったことに加え、メディア・生活関連の国内主要事業会社や不動産事業、リース事業が堅調に推移したことなどにより、連結純利益は1,300億円の計画に対し、1,709億円となりました。

(b) 2017年度業績見通し

2017年度の業績見通しについては、鋼管事業は下半期以降の収益の回復が見込まれることに加え、資源ビジネスは資源価格上昇の影響により増益が予想されます。また、非資源ビジネスはメディア・生活関連の主要事業を中心に引き続き堅調に推移することが見込まれます。これらの要素に加え、資産入替えを着実に実行し、体質改善を図るためのコストとして200億円を織り込み、2017年度の連結純利益見通しを2,300億円としています。

(c) 財務健全性の確保

「BBBO2017」では、配当後フリーキャッシュ・フローの5,000億円創出を目指しており、有利子負債の削減による財務健全性の強化を着実に進めています。また、これにより、「BBBO2017」の最終年度である2017年度末までにコア・リスクバッファーとリスクアセットのバランス^(注)の回復を目指します。

これらの内容を反映した現在の定量計画は以下のとおりです。

		年度／期間	当初計画	修正計画(2017年5月)
利 益 計 画	連結純利益	2015年度	2,300億円	745億円 (実績)
		2016年度	—	1,709億円 (実績)
		2017年度	3,000億円以上	2,300億円
	ROA	2017年度	3%以上	2.5%以上
	リスク・リターン	2017年度	10%以上	9.0%以上
財 務 方 針	ROE	2017年度	10%程度	9.0%程度
	コア・リスクバッファーとリスクアセットのバランス	2017年度末までに	バランス回復	バランス回復
	フリーキャッシュ・フロー	3年合計	2,000億円	7,000億円
	配当後フリーキャッシュ・フロー	3年合計	黒字確保	5,000億円
投 資 計 画		3年合計	1兆2,000億円	1兆円

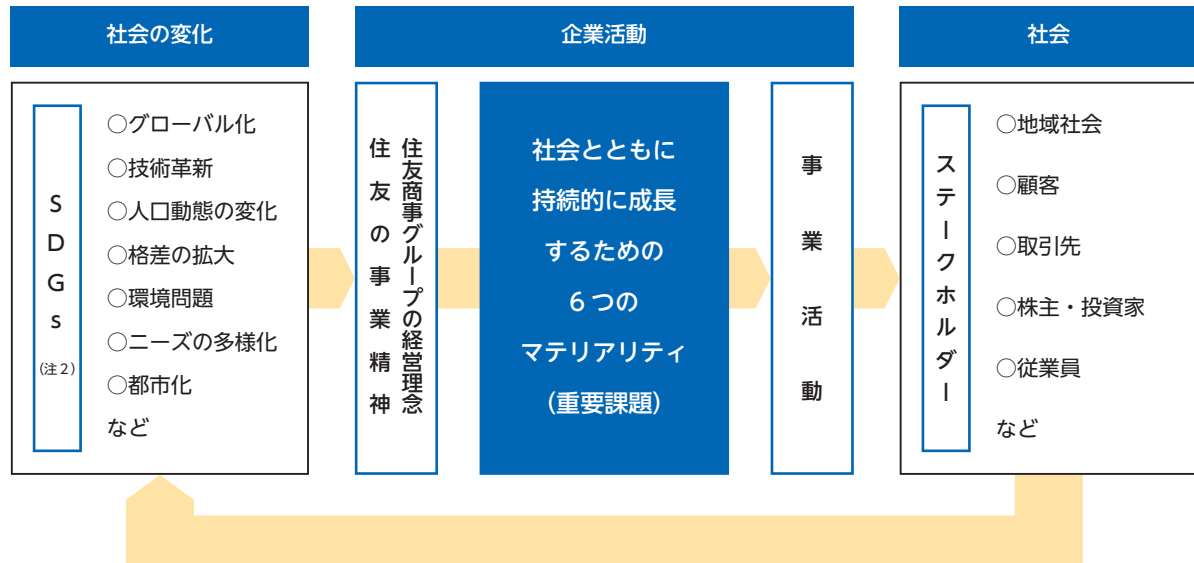
2017年度は、「BBBO2017」で計画している各事業における成長戦略を着実に実行するとともに、財務体質の強化に取り組み、成長軌道への回復を図っていきます。

(注) 「コア・リスクバッファー」とは、「資本金」、「剰余金」及び「在外営業活動体の換算差額」の和から「自己株式」を差し引いて得られる数値で、当社は、最大損失可能性額である「リスクアセット」を「コア・リスクバッファー」の範囲内に収めることを経営の基本としています。

(3) マテリアリティ（重要課題）への取組

社会課題の解決に向けて企業の果たす役割への期待や、環境・社会・ガバナンス（ESG）の側面が企業の評価や投資行動につながる機運が高まる中、住友の事業精神、住友商事グループの経営理念^(注1)を踏まえ、事業活動を通じて、自らの強みを生かして優先的に取り組むべき課題を、「社会とともに持続的に成長するための6つのマテリアリティ（重要課題）」として特定しました。

<マテリアリティ（重要課題）の位置付け>



「社会とともに持続的に成長するための6つのマテリアリティ（重要課題）」を、事業戦略の策定や個々のビジネスの意思決定プロセスにおける重要な要素と位置付け、事業活動を通じて課題を解決することで持続的な成長を図っていきます。

(注1) 住友商事グループの経営理念については、58ページをご参照ください。

(注2) Sustainable Development Goalsの略称。2030年までの世界規模の課題が盛り込まれた17の目標。2015年に国連総会で全ての加盟国（193か国）により採択されました。

<社会とともに持続的に成長するための6つのマテリアリティ(重要課題)>



地球環境との共生

循環型社会の形成と気候変動の緩和を目指し、資源の有効利用や再生可能エネルギーの安定供給に向けた仕組みづくりに取り組むことで、地球環境と共生した成長を実現します。



地域と産業の発展への貢献

さまざまな国や地域の人々のニーズに応じてモノやサービスを安定的に調達・供給し、産業のプラットフォームづくりに貢献することで、地域社会とともに成長・発展する好循環を生み出します。



快適で心躍る暮らしの基盤づくり

毎日の生活に必要なモノやサービスを提供してより便利で快適な暮らしを実現するとともに、質の高い暮らしへのニーズにも応えていくことで、全ての人々の心と体の健康を支えます。



多様なアクセスの構築

人・モノが安全かつ効率的に行き交うモビリティを高め、情報・資金をつなぐネットワークを拡大することで、多様なアクセスを構築し、新たな価値が生まれる可能性を広げます。



人材育成とダイバーシティの推進

多様なバックグラウンドを有する人材が、各々のフィールドで能力を最大限に発揮して、新たな価値や革新を生み出せるように、最重要の経営リソースである人材の育成・活躍推進に取り組めます。



ガバナンスの充実

透明性を確保しつつ、持続的な成長に向けた戦略の立案・実行およびその適切な監督を充実させることで、経営の効率性を向上し、健全性を維持します。

(ご参考) 企業活動を支える原則・方針

当社は、国際行動規範を尊重するとともに、以下の原則・方針を定めています。これらを遵守しつつ、「社会とともに持続的に成長するための6つのマテリアリティ(重要課題)」の解決に取り組んでいきます。

環境(Environment)

- 環境方針
- ISO14001マネジメントシステム認証

社会(Social)

- 人材マネジメント方針
- ワーク・ライフ・マネジメント基本理念・活動方針
- サプライチェーンCSR行動指針
- 国連グローバルコンパクト10原則の支持
- 社会貢献活動の基本的な考え方

ガバナンス(Governance)

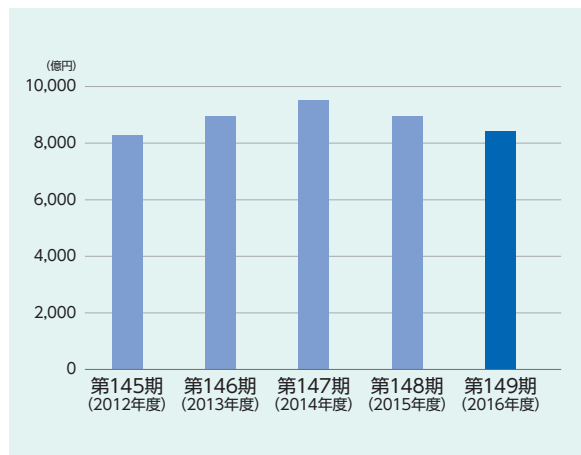
- コーポレートガバナンス原則
- コンプライアンス指針
- リスクマネジメントの基本方針
- 情報開示方針
- プライバシー・ポリシー
- 贈賄防止指針

3 財産及び損益の状況

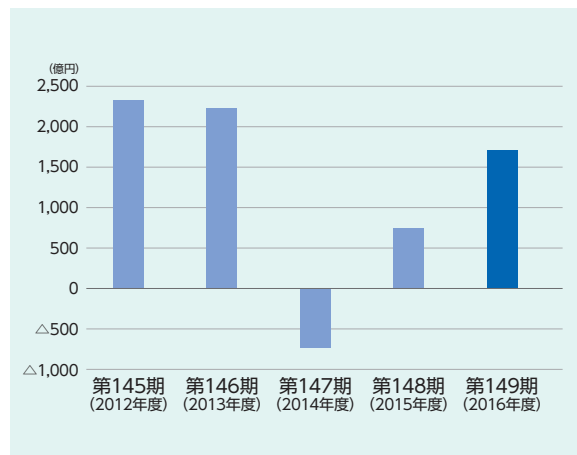
区 分	国際会計基準				
	第145期 (2012年度)	第146期 (2013年度)	第147期 (2014年度)	第148期 (2015年度)	第149期 (2016年度)
収益 (億円)	30,162	33,174	37,622	40,108	39,970
売上総利益 (億円)	8,270	8,944	9,529	8,941	8,427
当期利益又は損失(△) (親会社の所有者に帰属) (億円)	2,325	2,231	△732	745	1,709
1株当たり当期利益又は損失(△) (親会社の所有者に帰属) (円)	185.92	178.59	△58.64	59.73	136.91
総資産額 (億円)	78,328	86,687	90,214	78,178	77,618
親会社の所有者に帰属する持分 (億円)	20,528	24,047	24,814	22,515	23,665
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	1,641.60	1,927.37	1,988.62	1,803.95	1,895.81
親会社所有者帰属持分当期利益率 (ROE) (%)	12.4	10.0	△3.0	3.2	7.4
総資産当期利益率 (ROA) (%)	3.1	2.7	△0.8	0.9	2.2
親会社所有者帰属持分比率 (%)	26.2	27.7	27.5	28.8	30.5
有利子負債 (ネット) (億円)	29,303	31,235	35,175	27,703	26,279
Debt-Equity Ratio (ネット) (倍)	1.4	1.3	1.4	1.2	1.1

- (注) 1. 日本の会計慣行に従い表示していた「売上高」の実績値の表示を取りやめ、当期より国際会計基準 (IFRS) に従い「収益」を表示しています。
2. 有利子負債 (ネット) は、有利子負債から現金及び現金同等物と定期預金を控除しています。
3. 億円単位の記載金額は、単位未満を四捨五入しています。

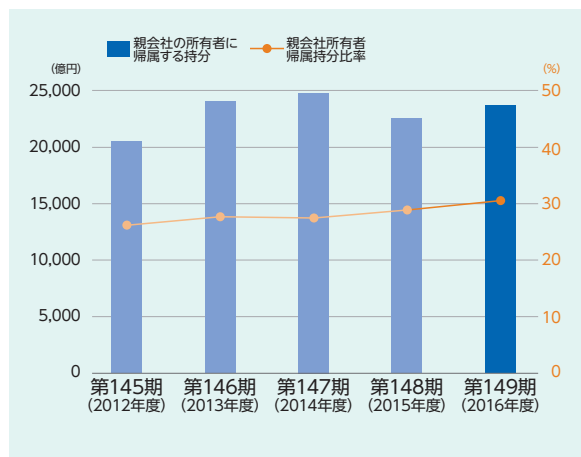
売上総利益



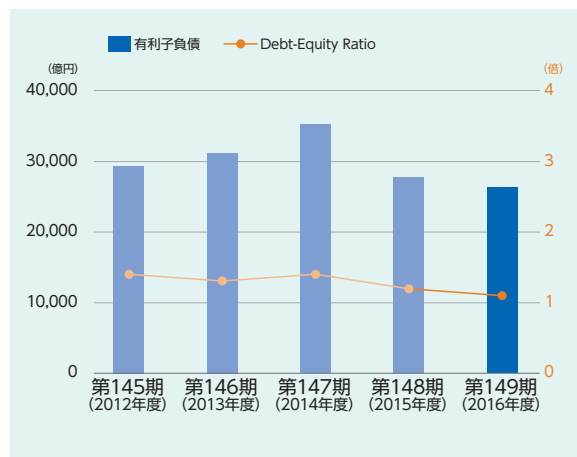
当期利益又は損失(△) (親会社の所有者に帰属)



親会社の所有者に帰属する持分／親会社所有者帰属持分比率



有利子負債 (ネット) / Debt-Equity Ratio (ネット)



4 主要な事業内容 (2017年3月31日現在)

住友商事グループは、グローバルなネットワークを通じて、金属、輸送機・建機、環境・インフラ、メディア・生活関連、資源・化学品など多岐にわたる事業分野で、各種商品の国内、輸出入及び海外取引を行うほか、各種のサービス関連事業や事業投資を行うなど、多角的な事業活動を行っています。

5 主要な営業所の状況 (2017年3月31日現在)

(1) 国 内

当 社 本 店	東京都中央区	
当 社 支 社	6か所	北海道支社（札幌）、東北支社（仙台）、中部支社（名古屋）、 関西支社（大阪）、中国支社（広島）、九州支社（福岡）
当 社 支 店	5か所	浜松支店、四国支店（高松）、新居浜支店、長崎支店、沖縄支店（那覇）

(注) 上記のほか、当社の営業所1か所があります。

国内独立法人	3法人	住友商事北海道株式会社、住友商事東北株式会社、住友商事九州株式会社
--------	-----	-----------------------------------

(注) 上記国内独立法人3法人が有する本・支店等は9か所です。

(2) 海 外

当社支店・出張所	4か所	ヨハネスブルグ支店、キエフ支店、アルマティ支店、アスタナ出張所
----------	-----	---------------------------------

(注) 上記のほか、海外における当社の駐在員事務所26か所があります。

海外現地法人	38法人	米州住友商事会社（米国）、ブラジル住友商事会社、 欧州住友商事ホールディング会社（英国）、欧州住友商事会社（英国）、 アフリカ住友商事会社（南アフリカ共和国）、 中東住友商事会社（アラブ首長国連邦）、CIS住友商事会社（ロシア）、 アジア大洋州住友商事会社（シンガポール）、中国住友商事会社など
--------	------	---

(注) 上記海外現地法人38法人が有する本・支店等は79か所です。

6 使用人の状況 (2017年3月31日現在)

(1) 住友商事グループの従業員数

区 分	■ 金属	■ 輸送機・建機	■ 環境・インフラ	■ メディア・生活関連	■ 資源・化学品	■ 海外現地法人・海外支店	その他	合計
従業員数	6,352名	10,647名	2,886名	23,434名	5,323名	20,466名	1,792名	70,900名 (対前期末4,040名増)

(2) 当社の従業員数

合計 5,342名 (対前期末47名減)

(注) この中には、海外事務所が雇用している従業員180名が含まれています。

7 重要な子会社の状況

(1) 連結の範囲及び持分法の適用に関する事項

区 分	国際会計基準			
	第146期 (2013年度)	第147期 (2014年度)	第148期 (2015年度)	第149期 (2016年度)
連結子会社	606社	596社	577社	664社
持分法適用会社	254社	266社	269社	286社

(2) 主要な連結子会社及び持分法適用会社

区 分	会社名	主要な事業内容
■ 金属	EDGEN GROUP INC. (子)	エネルギー産業向け鋼管・鋼材のグローバルディストリビューター
	住商メタレックス株式会社 (子)	非鉄金属及び同製品の販売
■ 輸送機・建機	TBC CORPORATION (子)	米国におけるタイヤ卸・小売事業
	三井住友ファイナンス&リース株式会社 (持)	リース業
■ 環境・インフラ	PT. CENTRAL JAVA POWER (子)	インドネシアにおける発電所リース事業
	サミットエナジー株式会社 (子)	国内における発電所の開発・保有・運営及び電力販売
■ メディア・生活関連	SCSK株式会社 (子)	システム開発、ITインフラ構築、ITマネジメント等のITサービス提供
	株式会社ジュピターテレコム (持)	CATV局の統括運営及び多チャンネル放送向け番組供給事業統括
■ 資源・化学品	MINERA SAN CRISTOBAL S.A. (子)	ボリビアにおける銀・亜鉛・鉛鉱山の操業
	SUMISHO COAL AUSTRALIA PTY LTD. (子)	豪州における石炭事業への投資
■ 海外現地法人・海外支店	米州住友商事会社 (子)	輸出入及び卸売業
	欧州住友商事ホールディング会社 (子)	欧州現地法人の持株会社

(注) (子)は連結子会社、(持)は持分法適用会社です。

8 主要な借入先及びその借入額 (2017年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
	百万円
株式会社日本政策投資銀行	160,094
明治安田生命保険相互会社	151,000
住友生命保険相互会社	138,000
日本生命保険相互会社	114,000
株式会社三井住友銀行	94,062
株式会社三菱東京UFJ銀行	87,919
三井住友信託銀行株式会社	82,826
株式会社みずほ銀行	80,326
株式会社国際協力銀行	69,137
第一生命ホールディングス株式会社	68,000
その他	925,079
当社単体借入金合計	1,970,443
連結子会社借入金合計	1,011,247
連結借入金合計	2,981,690

(注) 上記「その他」には、株式会社三井住友銀行、株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社みずほ銀行のうち、1行又は複数行を幹事とするシンジケートローンが合計で129,500百万円含まれています。

9 資金調達についての状況

住友商事グループの資金調達については、長期・短期借入金及びコマーシャルペーパーの発行などによるほか、次のとおり連結子会社にて社債を発行しています。

連結子会社

Sumitomo Corporation Capital Europe plc (英国)、米州住友商事会社及びSumitomo Corporation Capital Asia Pte. Ltd. (シンガポール) が共同で設定したユーロMTNプログラムに基づく、約80億円の社債

Ⅱ. 会社の株式に関する事項 (2017年3月31日現在)

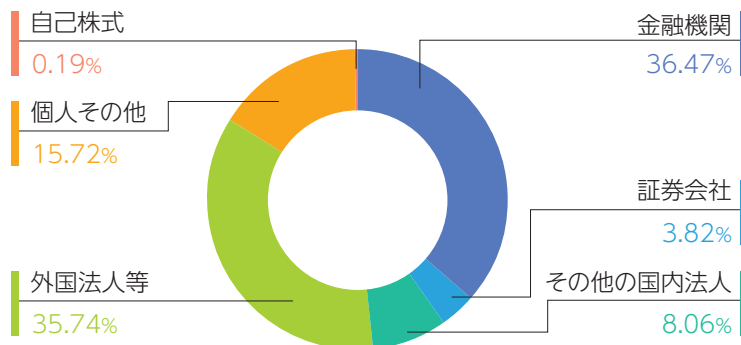
発行可能株式総数	2,000,000,000株
発行済株式の総数	1,250,602,867株 (対前期末増減なし/自己株式2,335,692株を含む)
株主数	155,720名 (対前期末22,453名減)
単元株式数	100株
大株主	

株 主 名	持 株 数 千株	持株比率 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	75,224	6.03
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	59,669	4.78
LIBERTY PROGRAMMING JAPAN, LLC	45,652	3.66
JP MORGAN CHASE BANK 385632	44,724	3.58
住友生命保険相互会社	30,855	2.47
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	25,100	2.01
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	22,825	1.83
三井住友海上火災保険株式会社	20,000	1.60
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	16,988	1.36
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口1)	16,805	1.35

(注) 1. 自己株式 (2,335,692株) のうち2,000株については、新株予約権の権利行使を受け、2017年3月31日現在において名義書換未了の株式です。

2. 持株比率は、自己株式 (2,335,692株) を発行済株式の総数から控除して算出し、小数点第3位以下を四捨五入しています。

(ご参考) 所有者別持株比率



Ⅲ. 会社役員に関する事項

1 取締役及び監査役の氏名等 (2017年3月31日現在)

氏 名	会社における地位	重要な兼職の状況 (社外役員については当該兼職先と当社との関係を含む)
大 森 一 夫	取締役会長	
中 村 邦 晴	代表取締役社長	
日 高 直 輝	代表取締役	
岩 澤 英 輝	代表取締役	
藤 田 昌 宏	代表取締役	
高 畑 恒 一	代表取締役	
田 淵 正 朗	代表取締役	
井 村 公 彦	代表取締役	
堀 江 誠	代表取締役	
兵 頭 誠 之	代表取締役	
原 田 明 夫	社外取締役*1	弁護士 セイコーホールディングス株式会社 社外取締役 山崎製パン株式会社 社外取締役 当該兼職先と当社との関係 ●山崎製パン株式会社と当社との間には、パン・菓子の原材料についての取引があります。また、当社は、2016年12月31日現在、持株数が第5位の同社の株主です。 ●セイコーホールディングス株式会社と当社との間には特別な関係はありません。
田 中 弥 生	社外取締役*1	
杉 山 秀 二	社外取締役*1	
江 原 伸 好	社外取締役*1	ユニゾン・キャピタル株式会社 代表取締役 当該兼職先と当社との関係 ●ユニゾン・キャピタル株式会社と当社との間には特別な関係はありません。
川 原 卓 郎	常任監査役 (常 勤)	
幸 伸 彦	監 査 役 (常 勤)	

氏 名	会社における地位	重要な兼職の状況（社外役員については当該兼職先と当社との関係を含む）
笠 間 治 雄	社外監査役*2	弁護士 SOMPOホールディングス株式会社*3 社外監査役 キューピー株式会社 社外監査役 当該兼職先と当社との関係 ●キューピー株式会社と当社との間には、食品の原材料についての取引があります。 ●SOMPOホールディングス株式会社と当社との間には特別な関係はありません。
永 井 敏 雄	社外監査役*2	弁護士 東レ株式会社 社外監査役 当該兼職先と当社との関係 ●東レ株式会社と当社との間には、石炭等についての取引があります。
加 藤 義 孝	社外監査役*2	公認会計士 住友化学株式会社 社外監査役 三井不動産株式会社 社外監査役 当該兼職先と当社との関係 ●住友化学株式会社と当社との間には、化学品等についての取引があります。 ●三井不動産株式会社と当社との間には特別な関係はありません。

- (注) 1. *1は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の要件を満たしています。また、*1のいずれも、株式会社東京証券取引所など当社が上場している金融商品取引所が定める独立性基準並びに社内規則「社外役員の選任及び独立性に関する基準」が定める独立性基準（16ページ）を満たし、当社はその全員を、各取引所の定めに基づく独立役員として指定しています。
2. *2は、会社法第2条第16号に定める社外監査役の要件を満たしています。また、*2のいずれも、株式会社東京証券取引所など当社が上場している金融商品取引所が定める独立性基準並びに社内規則「社外役員の選任及び独立性に関する基準」が定める独立性基準（16ページ）を満たし、当社はその全員を、各取引所の定めに基づく独立役員として指定しています。
3. *3は、2016年10月1日付で「損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社」から商号変更を行っています。
4. 原田明夫氏は、2017年3月28日をもって、株式会社資生堂の社外監査役を退任しています。同社と当社との間には特別な関係はありません。
5. 原田明夫氏は、2017年4月6日に、逝去により当社社外取締役を退任いたしました。
6. 杉山秀二氏は、2017年4月30日をもって、当社社外取締役を辞任いたしました。
7. 笠間治雄氏は、2016年6月23日をもって、日本郵政株式会社の社外取締役を退任しています。同社と当社との間には特別な関係はありません。
8. 加藤義孝氏は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
9. 守山隆博氏は、2016年6月24日開催の第148期定時株主総会終結の時をもって、当社常任監査役を辞任いたしました。

2 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	対象人員	報酬等の総額	内 訳		
			例月報酬	賞与	ストックオプション
取締役	17名	942百万円	714百万円	149百万円	79百万円
(うち社外取締役)	(5名)	(47百万円)	(47百万円)	(－)	(－)
監査役	7名	120百万円	120百万円	－	－
(うち社外監査役)	(4名)	(34百万円)	(34百万円)	(－)	(－)

- (注) 1. 当期末現在の人員数は、取締役14名（うち社外取締役4名）、監査役5名（うち社外監査役3名）です。
2. 上記には、2017年4月6日に逝去により退任した社外取締役1名及び2017年4月30日に辞任した社外取締役1名を含んでいます。
3. 当社には、使用人を兼務している取締役はいません。
4. 上記「賞与」は、本年6月23日開催予定の第149期定時株主総会に付議する支給額の上限を記載しています。
5. 上記「ストックオプション」は、「第15回新株予約権」（2016年8月2日発行）並びに「第10回新株予約権（株式報酬型）」（2015年7月31日発行）及び「第11回新株予約権（株式報酬型）」（2016年8月2日発行）を付与するに当たり、当事業年度に費用計上した金額の合計額を記載しています。
6. 取締役の例月報酬並びにストックオプションとしての新株予約権及び株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を対象とする報酬の限度額は、2013年6月21日開催の第145期定時株主総会において、年額12億円（うち社外取締役の報酬については年額6,000万円）と決議されています。
7. 監査役の例月報酬の限度額は、2013年6月21日開催の第145期定時株主総会において、年額1億8,000万円と決議されています。

3 責任限定契約の内容の概要

当社は、業務執行取締役等でない取締役及び監査役全員との間で、会社法第427条第1項に基づき、善意かつ重大な過失がないときの責任を法令の定める限度までとする旨の責任限定契約を締結しています。

4 社外役員の当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会への 出席状況 (出席率)	監査役会への 出席状況 (出席率)	当事業年度における 主な活動状況
社外取締役	原田 明夫	18回中13回 (72.2%)	—	主に法曹としての長年の経験や幅広い知見に基づき、必要に応じて質問、意見などの発言を行いました。 また、「指名・報酬諮問委員会」の委員長を務め、委員会における重要な役割を果たしました。
社外取締役	田中 弥生	18回中16回 (88.9%)	—	主に評価論及び市民社会組織論の分野における研究活動によって、また、政府委員等として培ってきた長年の経験や幅広い知見に基づき、必要に応じて質問、意見などの発言を行いました。 また、「指名・報酬諮問委員会」の委員を務め、委員会における重要な役割を果たしました。
社外取締役	杉山 秀二	15回中15回 (100%)	—	主に経済産業省及び金融機関において培ってきた資源エネルギー、産業政策及び金融等の分野並びに企業経営に関する長年の経験や幅広い知見に基づき、必要に応じて質問、意見などの発言を行いました。
社外取締役	江原 伸好	15回中15回 (100%)	—	主に金融機関及びプライベート・エクイティ・ファンド運営会社の経営者として培ってきた金融及び企業経営の分野での長年の経験や幅広い知見に基づき、必要に応じて質問、意見などの発言を行いました。 また、「指名・報酬諮問委員会」の委員を務め、委員会における重要な役割を果たしました。
社外監査役	笠間 治雄	18回中16回 (88.9%)	15回中15回 (100%)	主に法曹としての長年の経験や幅広い知見に基づき、必要に応じて質問、意見などの発言を行いました。
社外監査役	永井 敏雄	15回中14回 (93.3%)	10回中10回 (100%)	主に法曹としての長年の経験や幅広い知見に基づき、必要に応じて質問、意見などの発言を行いました。
社外監査役	加藤 義孝	15回中12回 (80%)	10回中10回 (100%)	主に会計の専門家としての長年の経験や幅広い知見に基づき、必要に応じて質問、意見などの発言を行いました。

- (注) 1. 社外取締役杉山秀二氏及び江原伸好氏並びに社外監査役永井敏雄氏及び加藤義孝氏については、2016年6月24日就任以降の状況を記載しています。
2. 2017年4月6日に、社外取締役原田明夫氏は逝去により退任いたしました。
3. 2017年4月30日をもって、社外取締役杉山秀二氏は辞任いたしました。

5 執行役員の氏名等 (2017年5月1日現在)

会社における地位	氏 名	会社における担当
社 長 *1	中 村 邦 晴	—
副社長執行役員 *1	日 高 直 輝	輸送機・建機事業部門長
副社長執行役員 *1	岩 澤 英 輝	コーポレート部門 人材・総務・法務担当役員 CAO・CCO *3
副社長執行役員 *1	藤 田 昌 宏	資源・化学品事業部門長
専 務 執 行 役 員 *1	高 畑 恒 一	コーポレート部門 財務・経理・リスクマネジメント担当役員 CFO
専 務 執 行 役 員	関 内 雅 男	アジア大洋州総支配人
専 務 執 行 役 員	杉 森 正 人	株式会社ジュピターテレコム 副社長執行役員
専 務 執 行 役 員	佐 竹 彰	コーポレート部門 財務・経理・リスクマネジメント担当役員補佐 (財務担当)
専 務 執 行 役 員 *1	田 淵 正 朗	コーポレート部門 企画担当役員 CSO・CIO *4
専 務 執 行 役 員 *1	井 村 公 彦	株式会社ジュピターテレコム 取締役社長
専 務 執 行 役 員 *1	堀 江 誠	金属事業部門長
専 務 執 行 役 員	南 部 智 一	メディア・生活関連事業部門長
専 務 執 行 役 員 *1	兵 頭 誠 之	環境・インフラ事業部門長
常 務 執 行 役 員	井 上 弘 毅	国内担当役員、関西支社長
常 務 執 行 役 員	須 之 部 潔	欧阿中東CIS総支配人
常 務 執 行 役 員	古 場 文 博	東アジア総代表
常 務 執 行 役 員	上 野 真 吾	米州総支配人
常 務 執 行 役 員	細 野 充 彦	コーポレート部門 人材・総務・法務担当役員補佐 (総務・法務担当)
常 務 執 行 役 員	小 川 英 男	コーポレート部門 財務・経理・リスクマネジメント担当役員補佐 (リスクマネジメント担当)
常 務 執 行 役 員	御 子 神 大 介	SCSK株式会社 顧問 *5
常 務 執 行 役 員	岡 省 一 郎	輸送機・建機事業部門長補佐、自動車事業第二本部長
執 行 役 員	高 井 裕 之	住友商事グローバルリサーチ株式会社 代表取締役社長
執 行 役 員	鈴 木 周 一	エネルギー本部長
執 行 役 員	及 川 毅	資源・化学品業務部長
執 行 役 員	秋 元 勉	電力インフラ事業本部長
執 行 役 員	石 田 將 人	欧阿中東CIS総支配人補佐、中東支配人
執 行 役 員	村 田 雄 史	船舶・航空宇宙・車輛事業本部長
執 行 役 員	安 藤 伸 樹	メディア・生活関連事業部門長補佐、メディア・生活関連業務部長
執 行 役 員	田 中 恵 次	ジュピターショップチャンネル株式会社 代表取締役社長
執 行 役 員	諸 岡 礼 二	三井住友ファイナンス&リース株式会社 常務執行役員

会社における地位	氏 名	会社における担当
執 行 役 員	清 島 隆 之	米州総支配人補佐、米州住友商事グループEVP兼CFO、 米州住友商事会社副社長兼CFO
執 行 役 員	船 越 豊 明	社会インフラ事業本部長
執 行 役 員	中 島 正 樹	自動車事業第一本部長
執 行 役 員	村 井 俊 朗	資源第一本部長
執 行 役 員	山 埜 英 樹	経営企画部長
執 行 役 員	塩 見 圭 吾	自動車金属製品本部長
執 行 役 員 *2	出 口 雅 敏	内部監査部長
執 行 役 員 *2	爲 房 孝 二	SCSK株式会社 顧問 *6
執 行 役 員 *2	福 田 康	物流保険事業本部長
執 行 役 員 *2	坂 本 好 之	基礎化学品・エレクトロニクス本部長
執 行 役 員 *2	佐 藤 計	ライフスタイル・リテイル事業本部長
執 行 役 員 *2	野 中 紀 彦	アジア大洋州総支配人補佐、アジア大洋州住友商事グループ アジア大洋州環境・インフラユニット長、 インドネシア住友商事会社社長
執 行 役 員 *2	塩 見 勝	財務部長
執 行 役 員 *2	中 村 家 久	メディア事業本部長
執 行 役 員 *2	芳 賀 敏	欧阿中東CIS総支配人補佐、欧州支配人

- (注) 1. *1は、取締役（代表取締役）です。
2. *2は、2017年4月1日付で新たに就任した執行役員です。
3. *3 CAO : Chief Administration Officer
CCO : Chief Compliance Officer
4. *4 CSO : Chief Strategy Officer
CIO : Chief Information Officer
5. *5は、2017年6月開催予定のSCSK株式会社の定時株主総会の日をもって、同社の代表取締役執行役員に就任予定です。
6. *6は、2017年6月開催予定のSCSK株式会社の定時株主総会の日をもって、同社の取締役執行役員に就任予定です。

Ⅳ. 会社の会計監査人に関する事項

1 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2 会計監査人に支払うべき報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	498百万円
② 当事業年度に係る当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他財産上の利益の合計額（①の金額を含む）	1,086百万円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っています。
2. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、会計アドバイザリー業務などについての対価を支払っています。
3. **1. 7 重要な子会社の状況**に記載の主要な連結子会社のうち、米州住友商事会社、欧州住友商事ホールディング会社などの在外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。
4. 当社は、会計監査人との契約において、会社法上の監査に対する報酬等の金額と、金融商品取引法上の監査に対する報酬等の金額とを明確に区別しておらず、かつ、両者は実質的に区別できないため、これらの金額を含めて開示しています。

3 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の適格性や独立性を害する事由の発生などにより、その適正な職務遂行に重大な支障が生じ、改善の見込みがないと判断した場合には、その会計監査人を解任又は不再任とし、新たな会計監査人の選任議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出する方針です。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められ、改善の見込みがないと判断した場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任する方針です。

V. 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）

当社では、実効性の高い内部統制を実現するため、取締役会において会社法第362条第4項第6号に規定する体制（内部統制システム）を定め運用するとともに、毎年運用状況の評価を実施し、継続的な見直しによって、その時々々の要請に合致したシステムの構築を図ることとしています。

2017年3月31日現在の当社の内部統制システムの概要及びその運用状況の概要については次のとおりです。なお、2016年における内部統制システムの運用状況については、2017年2月に開催された内部統制委員会において評価を実施し、内部統制システムが有効に機能していることを確認し、2017年3月に開催された取締役会においてその旨を報告しています。

内部統制システムについては、当社ウェブサイト (http://www.sumitomocorp.co.jp/files/user/doc/company/governance/internal_control_system.pdf) に詳細な内容を掲載しています。

内部統制システムの概要	運用状況の概要
1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制	
●「住友商事グループの経営理念・行動指針」における法と規則の遵守の徹底 ●「コンプライアンス指針」の策定 ●「コンプライアンス・マニュアル」の作成及び全役職員への配布 ●「コンプライアンス確認書」を各役職員から取得 ●「チーフ・コンプライアンス・オフィサー」、「コンプライアンス委員会」、「コンプライアンス・リーダー」及び「スピーク・アップ制度」の設置	■「住友商事グループの経営理念・行動指針」において、「法と規則を守り、高潔な倫理を保持する」ことを掲げ、役職員への周知を図っています。 ■「コンプライアンス・マニュアル」を全役職員に配布し、イントラネットにも掲載することで、「コンプライアンス指針」の徹底を図っています。 ■各種対象者別研修や、事業部門・子会社その他連結対象会社のニーズに応じたセミナーを実施するなど、コンプライアンスの啓発・教育に取り組んでいます。 ■入社時や全役職員対象の研修時等に、各役職員から「コンプライアンス確認書」を取得しています。 ■「スピーク・アップ制度」により、法務部、監査役及び社外弁護士を窓口として、役職員が直接「チーフ・コンプライアンス・オフィサー」にコンプライアンス上の情報を連絡できるルートを確認しています。 ■2016年は、「コンプライアンス委員会」を3回開催し、当委員会の中で、2015年の活動内容、2016年のコンプライアンス施策及びその実施状況等を報告し、議論を行いました。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制	
●重要文書（取締役会議事録を含む）や職務執行・意思決定に係る情報の適切な保存・管理 ●情報漏洩等の防止措置の実施 ●監査役からの要求がある場合の、職務執行に係る重要文書の適時閲覧	■左記の重要文書・情報については、社内ルールに基づき適切に保存し管理するとともに、「情報管理基本規程」において情報セキュリティの体制、機密情報の管理など情報の社外漏洩防止のための措置について定め、実施しています。 ■監査役から回付依頼のあった書類については、監査役に回付し閲覧に供しています。 ■2016年も情報の漏洩等の防止のため、システム上の情報セキュリティの強化に加え、外部機関による情報セキュリティ監査や「なりすましメール」訓練をはじめとする役職員向けの啓発等を実施しました。

内部統制システムの概要	運用状況の概要
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制	
● ビジネスに伴う多様なリスクを「計測可能リスク」及び「計測不能リスク」に分類・管理 ● 社内ルールの制定、リスク管理の方針・手法・ガイドラインの策定などを通じたリスク管理の枠組み構築とモニタリング及び必要な改善の実施 ● 「内部統制委員会」の設置 ● 「経営会議」の諮問機関として「全社投融資委員会」を設置 ● 災害時の業務復旧プランの策定 ● 社長直属の独立した組織である「内部監査部」の設置及び内部監査結果の社長・取締役会への報告	■ 左記の「計測可能リスク」の状況について定期的に取り締役会で報告しています。 ■ 社内ルールの制定、リスク管理の方針・手法・ガイドラインの策定などを通じ、全社レベルのリスク管理に関する枠組みの構築とモニタリング及び必要な改善を行うとともに、適宜マニュアルの作成・配布や研修を通じて、リスク管理レベルの向上を図っています。 ■ 2016年は「内部統制委員会」を4回開催し、内部統制システムの内容や内部統制に係る活動状況のレビューを実施しました。 ■ 「全社投融資委員会」を通じて、経営会議における意思決定の質の向上を図っています。 ■ 業務復旧プランを定め、初動対応チームによる訓練を実施するなど災害対応能力の向上に努めています。 ■ 「内部監査部」を設置し、内部監査部が実施した内部監査結果を社長及び取締役会に報告しています。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制	
● 取締役の人数を、取締役会において十分な議論及び迅速かつ合理的な意思決定を行うことができる人数とすること ● 社外取締役の複数名選任による多様な視点からの意思決定及び監督機能の強化 ● 業務執行の責任と権限明確化及び取締役会の監督機能強化を目的とした執行役員制度の導入 ● 事業部門制の採用 ● 取締役の任期：1年 ● 会長及び社長の任期：原則6年以下 ● 取締役会の諮問機関である「指名・報酬諮問委員会（過半数は社外取締役）」の設置 ● 意思決定機関としての「経営会議」、諮問機関としての各種委員会及び情報交換のための各種会議体の設置 ● 取締役会要付議事項及び重要事項決裁権限の明文化	■ 取締役の人数は、取締役会において多様な提言を行い十分な議論を尽くすことができる人数となっており、迅速かつ適切な意思決定及び監督機能の強化を図っています。 ■ 取締役の任期は1年となっており、会長及び社長の任期は6年を超えていません。 ■ 「指名・報酬諮問委員会」では、社外取締役が委員長を務めています。 ■ 意思決定機関としての「経営会議」のほか、議論・情報共有の場として各種会議体を設置するとともに、「経営会議」の諮問機関として中期経営計画推進サポート委員会等を設置しています。 ■ 「取締役会規程」等の社内ルールにおいて取締役会への付議事項を定め、役職ごとの職責や重要事項に関する決裁権限を定めています。 ■ 2016年には、取締役会の監督機能の一層の強化を図るため、取締役会要付議事項を見直しました。
5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制	
● 法と規則の遵守を含む「住友商事グループの経営理念・行動指針」を通じた、当社グループとして遵守すべき価値観の共有及び体制整備の指導 ● 子会社その他連結対象会社における「経営上の重要事項」についての当社宛打合せ・報告事項の制定及び当社から派遣した監査役等を通じた子会社その他連結対象会社の管理	■ 当社グループ内で「住友商事グループの経営理念・行動指針」を周知徹底し、各種対象者別研修を実施するなど啓発・教育に取り組んでいます。 ■ 連結対象会社ごとに「経営上の重要事項」を実施する場合の社内手続について定めています。監査役を派遣する連結対象会社等の判断基準、派遣監査役の選定手続及び当社から派遣した監査役が最低限実施すべきことを明確化し、派遣監査役に対して研修や情報共有等を実施しています。

内部統制システムの概要	運用状況の概要
● 子会社その他連結対象会社における内部統制の実施支援並びにリスク管理に関する枠組みの構築及び改善支援 ● 当社が経営主体となる子会社その他連結対象会社を内部監査の対象とする旨の社内ルール の制定 ● 月次ベースでの連結業績の把握及び管理	■ 子会社向けの内部統制に関する教育・啓発活動、リスクマネジメント研修への子会社社員の参加、子会社用モデル規程集や「コンプライアンス・マニュアル」等のサンプル提供、「スピーク・アップ制度」導入推進等を通じて子会社その他連結対象会社を支援しています。 ■ 内部監査の対象となる子会社その他連結対象会社の監査結果は社長及び取締役会に報告しています。
6. 監査役の職務を補助する使用人に関する事項	
● 監査役の補佐組織である「監査役業務部」の設置及び専任スタッフ若干名の配置 ● 「監査役業務部」に対する指示者及び「監査役業務部」の職責の明文化（「監査役業務部」が監査役の補佐を行う組織であることの明確化） ● 監査役による「監査役業務部」の人事評価実施及びその人事異動の際の監査役との事前協議の実施	■ 「監査役業務部」では、専任スタッフを若干名置いています。 ■ 監査役業務部長の指示者が監査役であること、「監査役業務部」の所管業務が監査役の職務の補佐業務であることを明文化しています。 ■ 「監査役業務部」の人事評価については、監査役会が指名する監査役が行っており、その人事異動については、監査役会が指名する監査役と事前に協議を行い、監査役の同意を得て実施しています。
7. 監査役への報告に関する体制	
● 監査役が「経営会議」を含む全ての会議に出席できる体制の整備 ● 当社、子会社その他連結対象会社に係る業務執行に関する重要書類の監査役への回付、役職員から監査役への報告・説明 ● 上記の報告をした者及び「スピーク・アップ制度」による連絡をした者が当該報告・連絡を理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制の整備	■ 監査役は、取締役会のほか、「経営会議」、「全社投融資委員会」、「内部統制委員会」、「コンプライアンス委員会」等の重要な会議に出席しています。 ■ 監査役からの要請により業務執行に関する重要書類の回付を行っているほか、役職員から報告・説明を行っています。 ■ 監査役に対して上記の報告をした者が当該報告・連絡を理由に不利な取扱いを受けることのないようにしています。また、「スピーク・アップ制度」による連絡をした者が不利な取扱いを受けないことを社内ルール上明記しています。
8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制	
● 社外監査役に法律や会計等の専門家を登用 ● 内部監査計画・結果の監査役への報告など、効率的な監査に資するための「内部監査部」と監査役との緊密な連携の維持 ● 監査活動の効率化と質的向上を目的とした監査役と会計監査人との情報交換の実施 ● 当社監査役と当社子会社の監査役等との情報交換の実施 ● 監査役の職務の執行について生じる費用又は債務の処理方法の明確化	■ 内部監査部は、事業年度開始前に内部監査計画を監査役に提出し、内部監査の結果については逐次監査役と共有し、緊密に意見交換をしています。 ■ 監査役は、会計監査人との定例会、子会社常勤監査役との情報連絡会や少人数に分けてのミーティングなどを実施しています。2016年においても、少人数に分けてのミーティングを複数回開催し、事業会社の常勤監査役との意見交換及び情報交換を実施しました。 ■ 監査役の職務の執行について生じる費用又は債務については、予算案の策定や執行状況の管理を含め、社内ルールに従って処理しています。

（備考）事業報告の億円単位及び百万円単位の記載金額は、それぞれ単位未満を四捨五入しています。また、千株単位の株式数は、単位未満を切り捨てています。

連結計算書類

連結財政状態計算書〔国際会計基準により作成〕

科 目	第149期 (2017年3月31日現在)	第148期(ご参考) (2016年3月31日現在)
(資産の部)	百万円	百万円
流動資産	3,321,175	3,387,072
現金及び現金同等物	776,464	868,755
定期預金	13,996	11,930
有価証券	4,647	4,748
営業債権及びその他の債権	1,206,398	1,204,650
その他の金融資産	66,550	132,886
棚卸資産	830,871	807,371
前渡金	169,084	164,669
その他の流動資産	253,165	192,063
非流動資産	4,440,619	4,430,746
持分法で会計処理されている投資	1,870,935	1,891,768
その他の投資	437,162	410,730
営業債権及びその他の債権	472,462	538,855
その他の金融資産	91,937	120,737
有形固定資産	795,857	785,009
無形資産	357,359	310,789
投資不動産	311,115	266,623
生物資産	12,536	11,911
長期前払費用	23,498	22,881
繰延税金資産	67,758	71,443
資 産 合 計	7,761,794	7,817,818

科 目	第149期 (2017年3月31日現在)	第148期(ご参考) (2016年3月31日現在)
(負債の部)	百万円	百万円
流動負債	2,175,919	2,120,119
社債及び借入金	659,257	737,457
営業債務及びその他の債務	1,029,294	933,147
その他の金融負債	53,264	66,195
未払法人所得税	20,737	21,916
未払費用	105,164	103,967
前受金	223,584	186,383
引当金	4,490	10,940
その他の流動負債	80,129	60,114
非流動負債	3,098,920	3,305,754
社債及び借入金	2,759,069	2,913,486
営業債務及びその他の債務	121,126	134,240
その他の金融負債	40,599	64,384
退職給付に係る負債	28,076	34,332
引当金	33,210	38,059
繰延税金負債	116,840	121,253
負 債 合 計	5,274,839	5,425,873
(資本の部)		
資本	2,486,955	2,391,945
親会社の所有者に帰属する持分合計	2,366,485	2,251,509
資本金	219,279	219,279
資本剰余金	263,937	256,500
自己株式	△3,113	△3,344
その他の資本の構成要素	309,094	311,880
利益剰余金	1,577,288	1,467,194
非支配持分	120,470	140,436
負債及び資本合計	7,761,794	7,817,818

連結包括利益計算書〔国際会計基準により作成〕

科 目	第149期 (2016年4月1日から2017年3月31日まで)	第148期(ご参考) (2015年4月1日から2016年3月31日まで)
	百万円	百万円
収益:		
商品販売に係る収益	3,504,159	3,439,634
サービス及びその他の販売に係る収益	492,815	571,174
収益合計	3,996,974	4,010,808
原価:		
商品販売に係る原価	△2,951,459	△2,905,949
サービス及びその他の販売に係る原価	△202,817	△210,802
原価合計	△3,154,276	△3,116,751
売上総利益	842,698	894,057
その他の収益・費用:		
販売費及び一般管理費	△693,759	△762,724
固定資産評価損	△18,803	△57,228
固定資産売却損益	△876	23,783
その他の損益	△20,132	15,834
その他の収益・費用合計	△733,570	△780,335
金融収益及び金融費用:		
受取利息	26,009	29,724
支払利息	△27,738	△32,351
受取配当金	9,372	10,623
有価証券損益	12,873	72,213
金融収益及び金融費用合計	20,516	80,209
持分法による投資損益	83,457	△53,815
税引前利益	213,101	140,116
法人所得税費用	△25,896	△51,549
当期利益	187,205	88,567
当期利益の帰属:		
親会社の所有者	170,889	74,546
非支配持分	16,316	14,021
その他の包括利益:		
純損益に振替えられることのない項目		
FVTOCIの金融資産	22,771	△37,004
確定給付制度の再測定	10,884	△24,894
持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分	△541	96
純損益に振替えられることのない項目合計	33,114	△61,802
その後に純損益に振替えられる可能性のある項目		
在外営業活動体の換算差額	△47,621	△170,348
キャッシュ・フロー・ヘッジ	2,495	△7,647
持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分	6,061	△5,874
その後に純損益に振替えられる可能性のある項目合計	△39,065	△183,869
税引後その他の包括利益	△5,951	△245,671
当期包括利益合計	181,254	△157,104
当期包括利益合計額の帰属:		
親会社の所有者	169,715	△164,394
非支配持分	11,539	7,290

連結持分変動計算書 [国際会計基準により作成]

科 目	第149期 (2016年4月1日から2017年3月31日まで)	第148期(ご参考) (2015年4月1日から2016年3月31日まで)
	百万円	百万円
資本		
資本金－普通株式		
期首残高	219,279	219,279
期末残高	219,279	219,279
資本剰余金		
期首残高	256,500	260,009
非支配持分の取得及び処分	8,865	△294
その他	△1,428	△3,215
期末残高	263,937	256,500
自己株式		
期首残高	△3,344	△3,721
自己株式の取得及び処分	231	377
期末残高	△3,113	△3,344
その他の資本の構成要素		
期首残高	311,880	531,343
その他の包括利益	△1,174	△238,940
利益剰余金への振替	△1,612	19,477
期末残高	309,094	311,880
利益剰余金		
期首残高	1,467,194	1,474,522
その他の資本の構成要素からの振替	1,612	△19,477
当期利益(親会社の所有者に帰属)	170,889	74,546
配当金	△62,407	△62,397
期末残高	1,577,288	1,467,194
親会社の所有者に帰属する持分合計	2,366,485	2,251,509
非支配持分		
期首残高	140,436	135,818
非支配持分株主への配当	△20,117	△4,762
非支配持分の取得及び処分等	△11,388	2,090
当期利益(非支配持分に帰属)	16,316	14,021
その他の包括利益	△4,777	△6,731
期末残高	120,470	140,436
資本合計	2,486,955	2,391,945
当期包括利益合計額の帰属：		
親会社の所有者	169,715	△164,394
非支配持分	11,539	7,290
当期包括利益合計	181,254	△157,104

(ご参考)
要約連結キャッシュ・フロー計算書 [国際会計基準により作成]

科 目	第149期 (2016年4月1日から2017年3月31日まで)	第148期 (2015年4月1日から2016年3月31日まで)
	百万円	百万円
営業活動によるキャッシュ・フロー	345,788	599,708
当期利益	187,205	88,567
営業活動によるキャッシュ・フローにするための調整		
減価償却費及び無形資産償却費	114,266	125,076
固定資産評価損	18,803	57,228
金融収益及び金融費用	△20,516	△80,209
持分法による投資損益	△83,457	53,815
固定資産売却損益	876	△23,783
法人所得税費用	25,896	51,549
棚卸資産の増減	△8,866	148,190
営業債権及びその他の債権の増減	21,169	174,890
前払費用の増減	△2,221	5,552
営業債務及びその他の債務の増減	105,028	△43,778
その他－純額	△61,680	△1,478
利息の受取額	25,799	29,555
配当金の受取額	114,333	117,973
利息の支払額	△26,999	△32,121
法人税等の支払額	△63,848	△71,318
投資活動によるキャッシュ・フロー	△180,673	△85,448
有形固定資産の売却による収入	17,773	9,009
投資不動産の売却による収入	7,838	45,889
その他の投資の売却による収入	65,840	149,343
貸付金の回収による収入	146,404	404,820
有形固定資産の取得による支出	△73,004	△120,442
投資不動産の取得による支出	△57,947	△18,522
その他の投資の取得による支出	△177,974	△121,124
貸付による支出	△109,603	△434,421
財務活動によるキャッシュ・フロー	△254,448	△507,157
短期借入債務の収支	36,090	△212,719
長期借入債務による収入	358,743	329,460
長期借入債務による支出	△547,643	△563,370
配当金の支払額	△62,407	△62,397
非支配持分株主からの払込による収入	974	8,175
非支配持分株主からの子会社持分取得による支出	△20,120	△1,630
非支配持分株主への配当金の支払額	△20,117	△4,762
自己株式の取得及び処分による収支	32	86
現金及び現金同等物の増減額	△89,333	7,103
現金及び現金同等物の期首残高	868,755	895,875
現金及び現金同等物の為替変動による影響	△2,958	△34,223
現金及び現金同等物の期末残高	776,464	868,755

(備考) 連結決算において、百万円単位の記載金額は、単位未満を四捨五入しています。

[単体] 貸借対照表

科 目	第149期 (2017年3月31日現在)	第148期(ご参考) (2016年3月31日現在)
(資産の部)	百万円	百万円
流動資産	1,533,854	1,495,643
現金及び預金	188,213	216,575
受取手形	16,061	20,141
売掛金	480,535	453,739
有価証券	211,006	246,000
商品	102,319	112,197
販売不動産	96,097	77,354
前渡金	162,405	165,398
前払費用	14,815	11,629
短期貸付金	118,452	25,933
繰延税金資産	4,139	6,908
その他の流動資産	140,509	160,263
貸倒引当金	△700	△500
固定資産	2,618,739	2,476,807
有形固定資産	260,069	261,584
建物	58,247	51,878
構築物	1,271	1,032
機械及び装置	649	737
車両及び運搬具	197	227
器具及び備品	2,850	2,945
土地	193,032	194,385
建設仮勘定	3,821	10,376
無形固定資産	14,038	14,974
ソフトウェア	8,219	9,157
その他の無形固定資産	5,819	5,817
投資その他の資産	2,344,630	2,200,248
投資有価証券	346,968	315,585
関係会社株式	1,340,000	1,232,436
その他の関係会社有価証券	5,066	2,524
出資金	8,106	13,595
関係会社出資金	368,656	372,776
長期貸付金	178,978	144,513
固定化営業債権	109,674	104,115
長期前払費用	52,572	60,512
繰延税金資産	34,910	43,509
その他の投資その他の資産	45,738	54,179
貸倒引当金	△146,044	△143,498
資 産 合 計	4,152,593	3,972,450

科 目	第149期 (2017年3月31日現在)	第148期(ご参考) (2016年3月31日現在)
(負債の部)	百万円	百万円
流動負債	1,165,461	1,071,431
支払手形	9,653	9,471
買掛金	457,831	388,650
短期借入金	239,070	396,125
社債（1年以内償還）	35,000	35,000
未払費用	17,415	15,424
未払法人税等	942	1,569
前受金	184,417	159,572
預り金	188,305	35,320
前受収益	1,368	1,366
その他の流動負債	31,456	28,929
固定負債	2,025,005	2,027,068
長期借入金	1,731,372	1,695,432
社債	250,000	285,000
その他の固定負債	43,632	46,635
負 債 合 計	3,190,466	3,098,500
(純資産の部)		
株主資本	831,931	782,185
資本金	219,278	219,278
資本剰余金	230,412	230,412
資本準備金	230,412	230,412
利益剰余金	385,352	335,837
利益準備金	17,696	17,696
その他利益剰余金	367,656	318,141
別途積立金	65,042	65,042
繰越利益剰余金	302,613	253,098
自己株式	△3,112	△3,343
評価・換算差額等	129,094	90,708
その他有価証券評価差額金	134,721	105,022
繰延ヘッジ損益	△5,627	△14,313
新株予約権	1,101	1,056
純資産合計	962,127	873,950
負債及び純資産合計	4,152,593	3,972,450

[単体] 損益計算書

科 目	第149期 (2016年4月1日から2017年3月31日まで)	第148期(ご参考) (2015年4月1日から2016年3月31日まで)
	百万円	百万円
売上高	2,523,023	2,758,832
売上原価	△2,400,136	△2,615,401
売上総利益	122,887	143,431
販売費及び一般管理費	△167,494	△162,036
営業損失(△)	△44,607	△18,604
営業外収益	227,233	259,834
受取利息	12,278	10,098
受取配当金	181,694	205,903
投資有価証券売却益	27,325	36,175
その他の営業外収益	5,934	7,658
営業外費用	△80,770	△240,072
支払利息	△8,887	△10,084
投資有価証券売却損	△1,876	△1,674
投資有価証券評価損	△57,013	△206,375
関係会社貸倒引当金繰入額	△8,741	△19,185
その他の営業外費用	△4,250	△2,752
経常利益	101,855	1,157
特別利益	72	18,721
固定資産売却益	72	18,721
特別損失	△2,375	△576
固定資産処分損	△2,375	△576
税引前当期純利益	99,552	19,301
法人税、住民税及び事業税	7,300	3,000
法人税等調整額	5,100	2,500
当期純利益	111,952	24,801

[単体] 株主資本等変動計算書

第149期（2016年4月1日から2017年3月31日まで）

百万円

	株主資本								評価・換算差額等			新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金				自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	評価・ 換算 差額等 合計		
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金 別途 積立金	繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計							
当期首残高	219,278	230,412	17,696	65,042	253,098	335,837	△3,343	782,185	105,022	△14,313	90,708	1,056	873,950
当期変動額													
剰余金の配当					△62,406	△62,406		△62,406					△62,406
当期純利益					111,952	111,952		111,952					111,952
自己株式の取得							△3	△3					△3
自己株式の処分					△30	△30	234	204					204
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								—	29,699	8,686	38,386	44	38,430
当期変動額合計	—	—	—	—	49,515	49,515	231	49,746	29,699	8,686	38,386	44	88,176
当期末残高	219,278	230,412	17,696	65,042	302,613	385,352	△3,112	831,931	134,721	△5,627	129,094	1,101	962,127

第148期（ご参考）（2015年4月1日から2016年3月31日まで）

百万円

	株主資本							評価・換算差額等			新株 予約権	純資産 合計	
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金				自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益			評価・ 換算 差額等 合計
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金 別途 積立金	繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計							
当期首残高	219,278	230,412	17,696	65,042	290,739	373,478	△3,721	819,448	147,464	△37,959	109,504	1,137	930,090
当期変動額													
剰余金の配当					△62,396	△62,396		△62,396					△62,396
当期純利益					24,801	24,801		24,801					24,801
自己株式の取得							△6	△6					△6
自己株式の処分					△45	△45	384	338					338
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								－	△42,442	23,646	△18,796	△80	△18,876
当期変動額合計	－	－	－	－	△37,640	△37,640	377	△37,263	△42,442	23,646	△18,796	△80	△56,140
当期末残高	219,278	230,412	17,696	65,042	253,098	335,837	△3,343	782,185	105,022	△14,313	90,708	1,056	873,950

（備考）単体決算において、百万円単位の記載金額は、単位未満を切り捨てています。

連結計算書類に係る会計監査報告書

独立監査人の監査報告書

2017年5月12日

住友商事株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 目加田 雅 洋 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 前 野 充 次 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 杉 崎 友 泰 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、住友商事株式会社の2016年4月1日から2017年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、住友商事株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2017年5月12日

住友商事株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 目加田 雅 洋 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 前 野 充 次 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 杉 崎 友 泰 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、住友商事株式会社の2016年4月1日から2017年3月31日までの第149期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2016年4月1日から2017年3月31日までの第149期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2017年5月16日

住友商事株式会社 監査役会
 常任監査役（常勤） 川原 卓郎 ㊞
 監 査 役（常勤） 幸 伸彦 ㊞
 監 査 役 笠間 治雄 ㊞
 監 査 役 永井 敏雄 ㊞
 監 査 役 加藤 義孝 ㊞

（注）監査役笠間治雄、監査役永井敏雄及び監査役加藤義孝は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役です。

(ご参考) 住友商事グループの経営理念

当社は、住友400年の歴史に培われた「住友の事業精神」をもとに、1998年に以下のとおり「経営理念」を制定しました。「経営理念」に示された価値基準をグループ内で共有し、個々の事業活動において実践することで、常に変化を先取りして新たな価値を創造し、広く社会に貢献するグローバルな企業グループを目指します。

住友商事グループの経営理念

- 健全な事業活動を通じて豊かさと夢を実現する。
- 人間尊重を基本とし、信用を重んじ確実を旨とする。
- 活力に溢れ、革新を生み出す企業風土を醸成する。

住友の事業精神

当社の「経営理念」の原点である「住友の事業精神」は、住友家初代の住友政友（1585-1652）が商売上の心得を簡潔に説いた「文殊院旨意書^{もんじゅいんしいうがき}」の精神を起源とし、400年を超える長い住友の事業において受け継がれてきた事業経営の理念です。その要諦は、以下の「営業の要旨」に具現化されています。

営業の要旨

- 第一条 我住友の営業は信用を重んじ確実を旨とし以て其の鞏固隆盛を期すべし。
- 第二条 我住友の営業は時勢の変遷理財の得失を計り弛張興廃することあるべしと雖も苟も浮利に趨り軽進すべからず。

第一条では営業における信用・確実の重要性を説き、第二条では社会の変化に素早く的確に対応しながら利潤を追求し、常に事業の刷新を図るという進取の精神を示し、そのうえで、浮利を追うような軽率・粗略な行動を戒めています。

ほかにも、「住友の事業精神」を伝えるものとして、例えば、「自利利他公私一如^{じりりたこうしいちによ}」という言葉があります。これは、「住友の事業は、住友自身を利するとともに、国家を利し、社会を利するほどの事業でなければならない」というもので、当社グループの目指すべき企業像に通じるものです。

当社グループの根底には、いつの時代でも、目の前の変化に惑わされることなく、「信用・確実」「浮利を追わず」「公利公益」に重きを置きつつ、「進取の精神」をもって変化を先取りしていくという、脈々と受け継がれてきた「住友の事業精神」があります。



文殊院旨意書（1650年頃）
（写真提供／住友史料館）

(ご参考) コーポレートガバナンスに対する取組の概要^(注)

1. コーポレートガバナンスの基本原則

「住友の事業精神」と当社の「経営理念」を企業倫理のバックボーンとして、「住友商事コーポレートガバナンス原則」を定めています。「住友商事コーポレートガバナンス原則」は、コーポレートガバナンスの要諦が「経営の効率性の向上」と「経営の健全性の維持」及びこれらを達成するための「経営の透明性の確保」にあるとの認識に立ち策定したもので、この原則に則り、当社に最もふさわしい経営体制の構築を目指し、株主を含めた全てのステークホルダーの利益にかなう経営を実現するために、コーポレートガバナンスの強化を図っています。

2. コーポレートガバナンス体制と特徴

監査役体制の強化・充実によりコーポレートガバナンスの実効性を上げることが最も合理的であると考え、監査役設置会社制度を採用しています。監査役の過半数を法律又は会計の専門家からなる社外監査役とし、多角的な視点からの監査体制となっています。また、多様な視点から、取締役会の適切な意思決定を図るとともに、監督機能の一層の強化を図ることを目的に、経験や専門性が異なる社外取締役を複数名選任しています。独立性のある社外取締役及び社外監査役による経営の監督・監視機能の強化を図ることにより、「経営の効率性の向上」、「経営の健全性の維持」及び「経営の透明性の確保」というコーポレート

ガバナンスの目的をより一層実現できると考えています。

3. 「経営の効率性の向上」と「経営の健全性の維持」のための仕組み

(1) 取締役及び取締役会

① 取締役会での審議の充実、モニタリング機能の強化

取締役会では、経営方針・経営計画などの経営全般に係る重要事項についてより集中して議論を行えるよう要付議事項を厳選し、同時に、取締役会のモニタリング機能を強化するために、取締役会への報告事項を充実させ、取締役会が業務執行の監督に一層注力できるようにしています。

② 取締役の任期

事業年度ごとの経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応するため、取締役の任期を1年としています。

③ 会長・社長の在任期間等の制限

相互牽制の観点から、原則として、会長及び社長を置くこととし、これらの役位の兼務は行わないこととしています。

また、会長及び社長の在任期間は、原則としてそれぞれ6年までと定めています。これにより、経営トップが長期間交代しないことでガバナンス

(注) 取締役及び監査役（社外取締役及び社外監査役を含む）の人数等、当社の具体的なコーポレートガバナンス体制については、2017年3月31日時点の状況を記載しています。

(ご参考) コーポレートガバナンスに対する取組の概要

上の弊害が発生する可能性を排除しています。

④取締役会の諮問機関の設置

取締役会の諮問機関として、過半数が社外取締役で構成される「指名・報酬諮問委員会」（委員長：社外取締役）を設置しています。同委員会は、取締役・監査役の選任基準、社外取締役を含む取締役、「経営会議」メンバー及び監査役候補者の指名、取締役・執行役員の報酬・賞与の体系・水準並びに監査役の報酬枠に関する検討を行い、その結果を取締役に答申します。

⑤社外取締役の選任

多様な視点から、取締役会の適切な意思決定を図るとともに、監督機能の一層の強化を図ることを目的に、社外取締役を複数名選任しています。また、全ての社外取締役が、東京証券取引所などが定める独立性に関する基準及び当社が定める独立性に関する基準を満たしています。

【取締役会評価の実施】

取締役会の実効性の維持・向上のため、毎年、取締役及び監査役による自己評価等の方法により、取締役会の実効性についての分析・評価を行い、その結果の概要を開示します。2015年度においては、2016年3月～4月に取締役及び監査役全員を対象にアンケートを実施し、第三者（外部

コンサルタント）による分析・評価を実施しました。第三者による分析・評価結果としては、実効性を有する取締役会の実現に向けたさまざまな改革を実施し、着実に成果を上げているというものでした。一方、取締役会の実効性の更なる向上のため、社外役員に提供する経営情報や役員間の意見交換の機会を充実させることなどが課題として指摘されました。

このような指摘を踏まえ、社外役員の就任時オリエンテーションプログラムや国内外現場視察の機会を充実させ、役員（執行役員を含む）が自由に意見交換する懇談会に社外役員が出席しやすいスケジュール設定をするなど、取締役会の実効性向上のための改善策を実施しました。今後も引き続き取締役会の実効性向上のための改善に取り組んでまいります。

(2) 監査役及び監査役会

①監査役体制の強化・充実

外部の視点からの監視体制の強化のため、監査役5名のうち3名を社外監査役としており、多角的な視点からの監査体制となっています。また、全ての社外監査役が、東京証券取引所などが定める独立性に関する基準及び当社が定める独立性に関する基準を満たしています。

②監査役監査の実効性の確保

監査役は、監査上不可欠な情報を十分に入手

するため、取締役会をはじめとする重要な社内会議に必ず出席するほか、会長・社長と経営方針や監査上の重要課題について毎月意見を交換しています。

③内部監査部、会計監査人との連携

監査役は、効率的な監査を行うため、内部監査部と緊密な連携を保ち、内部監査の計画及び結果について適時に報告を受けています。また、会計監査人との定期的な打合せを通じて、会計監査人の監査活動の把握と情報交換を図るなど、監査役の監査活動の効率化と質的向上を図っています。

(3) 独立性基準

社外取締役及び社外監査役の当社からの独立性に関する基準については、社内規則「社外役員の選任及び独立性に関する基準」（16ページ）により定めています。

(4) 経営会議

意思決定機関としての経営会議を設置し、取締役会における委任の範囲内において、経営に関する特定の重要事項について審議・決定を行っています。

(5) 執行役員制の導入

業務執行の責任と権限の明確化及び取締役会の監督機能強化を目的として、執行役員制を導入しています。

(6) 各種委員会

社長や経営会議に対する諮問機関として全社投融資委員会、中期経営計画推進サポート委員会、内部統制委員会、コンプライアンス委員会などの各種委員会を設けています。

4. 「経営の透明性の確保」のための体制

(1) 情報開示の基本方針

経営方針と営業活動を全てのステークホルダーに正しく理解してもらうため、法定の情報開示にとどまらず、任意の情報開示を積極的に行うとともに、開示内容の充実に努めています。

(2) 株主・投資家とのコミュニケーション

①株主総会に関連した取組

定時株主総会の約3週間前に招集通知を発送するとともに英訳版も作成し、招集通知の発送に先立って当社ウェブサイトに掲載しています。さらに、インターネットによる議決権行使（株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを含む）を可能とすることで、株主・投資家のために議案内容の十分な検討時間を確保しています。また、当社ウェブサイトにて、株主総会終了後一定期間、株主総会の模様を動画配信しています。

②各種情報の開示

当社ウェブサイト上では、決算情報・有価証券報告書・適時開示資料などのほか、会社説明会資料など、投資判断に資する資料をタイムリーに掲載しています。また、年次報告書である

(ご参考) コーポレートガバナンスに対する取組の概要

アニュアルレポートを発行し、積極的な情報開示を行っています。

③IR活動

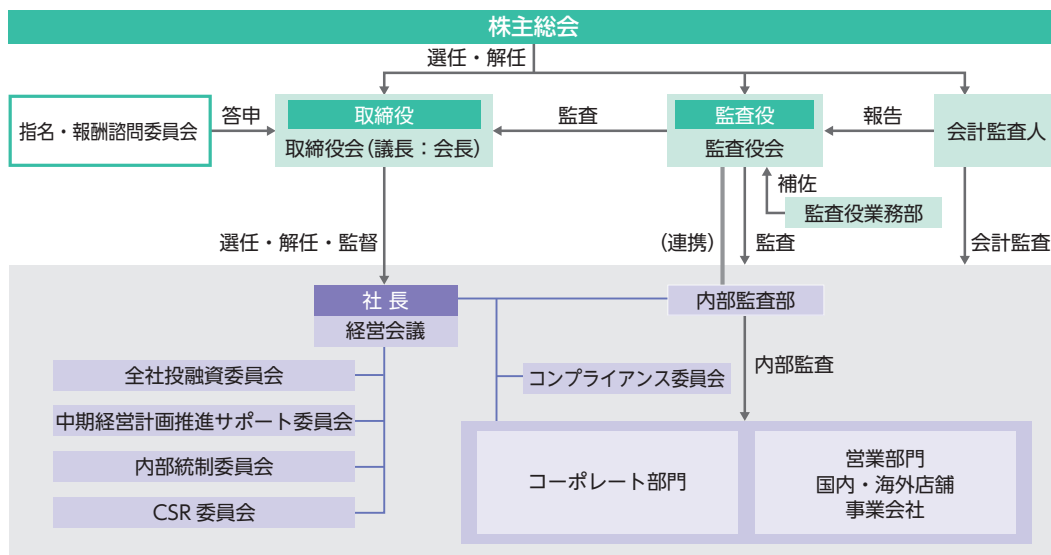
株主・投資家の皆様とのダイレクト・コミュニケーションの場として、国内のアナリスト・機関投資家向けに経営トップの出席の下、年4回、定期的な決算説明会を行うとともに、海外投資家に対しては、米国・英国をはじめ、欧州・アジア方面を訪問し、継続的に個別ミーティングを実施しています。また、個人

投資家向けには、全国主要都市で会社説明会を開催しています。

今後も、経営の「透明性」を高めつつ、株主・投資家の皆様との信頼関係の強化に努めていきます。

コーポレートガバナンスに対する取組については、当社ウェブサイト (<http://www.sumitomocorp.co.jp/company/governance/detail/>) に詳細な内容を掲載しています。

【コーポレートガバナンス体制】



This image shows a single sheet of white paper with horizontal blue ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

[illegible]

株主メモ

事業年度	4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	6月
基準日	定時株主総会 3月31日 期末配当 3月31日 中間配当 9月30日
株主名簿管理人及び 特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
株主名簿管理人事務取扱場所 (郵便物送付先) (電話照会先) (URL)	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 ☎ 0120-782-031 http://www.smtb.jp/personal/agency/index.html
公告の方法	電子公告によります。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載します。 公告掲載アドレス http://www.sumitomocorp.co.jp
単元株式数	100株
上場証券取引所	東京、名古屋、福岡
証券コード	8053

株式に関する届出先及び照会先について

証券会社に口座を開設されている株主様は、住所変更等のお届出及びご照会は、株主様の口座のある証券会社宛にお願いします。証券会社に口座を開設されていない株主様は、上記の電話照会先にご連絡ください。

特別口座について

株券電子化前に証券保管振替制度を利用されていなかった株主様には、株主名簿管理人である上記の三井住友信託銀行株式会社に特別口座を開設しています。この特別口座についてのご照会等は、上記の電話照会先をお願いします。

株主総会会場 ご案内略図

グランド ハイアット 東京 3階「グランドボールルーム」

東京都港区六本木6丁目10番3号 ☎03-4333-1234 (代表)

最寄駅

地下鉄「六本木駅」

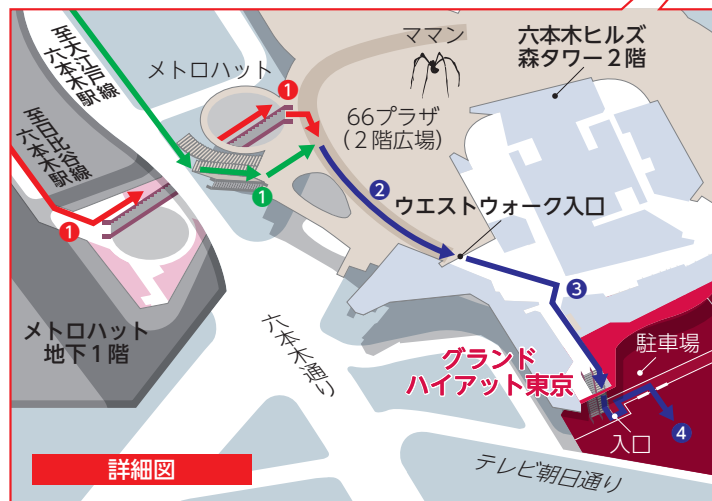
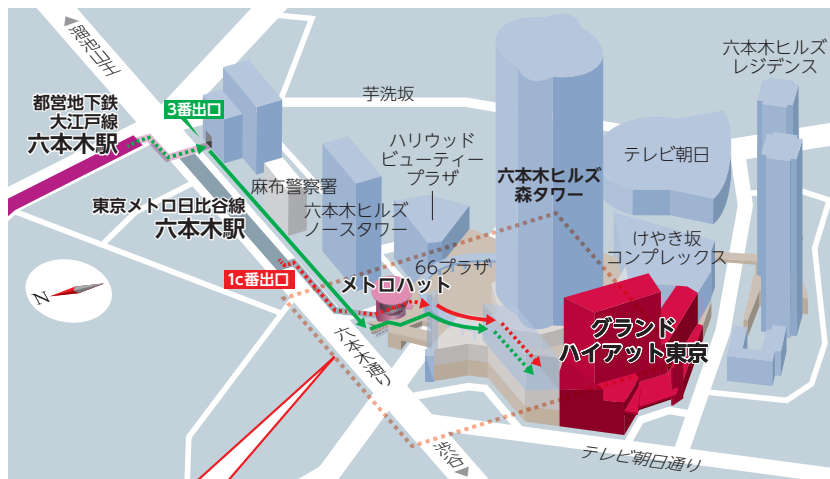
○東京メトロ日比谷線

1c番出口より六本木ヒルズ方面
徒歩6分

○都営地下鉄大江戸線

3番出口より六本木ヒルズ方面
徒歩8分

なお、お車でのご来場はご遠慮ください。



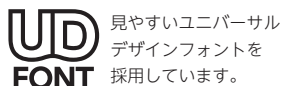
東京メトロ日比谷線「六本木駅」からお越しの場合

- ① 1c番出口を直進、メトロハット内のエスカレーターで上へ。
- ② 右手の屋根付遊歩道を進み、ウエストウォーク入口(自動扉)へ。
- ③ 数メートル先右手にある「グランドハイアット東京」方面(細い通り)へ進み、突き当たりのエスカレーターで下へ。
- ④ 左手のグランドハイアット東京入口から駐車場脇の通路を通して、右手の入口を入り、正面のエスカレーターで3階「グランドボールルーム」へ。

都営地下鉄大江戸線「六本木駅」からお越しの場合

- ① 3番出口から六本木通りに出て、左方向(六本木ヒルズ方面)に5分ほど進み、メトロハット右横にある階段で上へ。以降は東京メトロ日比谷線「六本木駅」からの道順②以降の要領でお進みください。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



〒104-8610
東京都中央区晴海1丁目8番11号